

**第 5 号**

**(12月9日)**

令和7年

熊本県議会11月定例会会議録

第5号

令和7年12月9日(火曜日)

議事日程 第5号

令和7年12月9日(火曜日)午前10時開会

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第1号から第48号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第48号まで)
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第48号まで)
- 知事提出議案の上程(第49号から第61号まで)
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第61号まで)
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程(第62号から第77号まで)
- 日程第5 休会の件



出席議員氏名(47人)

- 星野 愛斗 君
- 高井 千歳 さん
- 住永 栄一郎 君
- 亀田 英雄 君
- 幸村 香代子 君
- 杉 篤 ミカ さん

- 立山 大二郎 君
- 斎藤 陽子 さん
- 本田 雄三 君
- 岩田 智子 君
- 堤 泰之 君
- 南部 隼平 君
- 前田 敬介 君
- 坂梨 剛昭 君
- 荒川 知章 君
- 城戸 淳 君
- 西村 尚武 君
- 池永 幸生 君
- 竹崎 和虎 君
- 吉田 孝平 君
- 中村 亮彦 君
- 増永 慎一郎 君
- 前田 憲秀 君
- 高島 和男 君
- 松村 秀逸 君
- 岩本 浩治 君
- 西山 宗孝 君
- 河津 修司 君
- 楠本 千秋 君
- 橋口 海平 君
- 緒方 勇二 君
- 高木 健次 君
- 高野 洋介 君
- 内野 幸喜 君
- 岩中 伸司 君
- 城下 広作 君
- 西 聖一 君
- 山口 裕 君

瀧上陽一君  
坂田孝志君  
溝口幸治君  
池田和貴君  
吉永和世君  
松田三郎君  
藤川隆夫君  
岩下栄一君  
前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君  
副知事 竹内信義君  
副知事 亀崎直隆君  
知事公室長 深川元樹君  
総務部長 千田真寿君  
企画振興部長 富永隼行君  
理事 阪本清貴君  
理事 府高 隆君  
健康福祉部長 下山 薫さん  
環境生活部長 清田克弘君  
商工労働部長 上田哲也君  
観光文化部長 脇 俊也君  
農林水産部長 中島 豪君  
理事 間宮将大君  
土木部長 菰田武志君  
会計管理者 野中眞治君  
企業局長 久原美樹子さん  
病院事業  
管理者 楯本亮太君  
職務代理者  
教育長 越猪浩樹君  
警察本部長 佐藤昭一君  
人事委員会  
委員長 出田孝一君  
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門  
事務局次長 鈴 和幸  
兼総務課長  
議事課長 下崎浩一  
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開議

○副議長(緒方勇二君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長(緒方勇二君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

岩本浩治君。

〔岩本浩治登壇〕(拍手)

○岩本浩治君 皆様、おはようございます。10時からの質問というのは、11回目の中で初めてでございますまして、やはり、11回目でありましても緊張するなと思っておるところでございます。

昨日、青森地震があったようで、私は寝てました。原稿が出来上がりましたので、もうこの際寝ちよけと思ひまして、寝てまして、そういう中で、青森の方々には心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、先月11月25日に阿蘇市を震源としました5弱の地震により、各議員の先生の皆さんからお電話いただきました。お見舞いを大変うれしく、感謝申し上げたところでございますが、震度5で、何か被害があったかなと思ったんですが、軽微な被害だけで安堵したところでございます。

そういう中では、いつ地震、災害が来るか分からないなというような感じを持ったところがございます。やはり、11月25日も、夜、地震があつてすぐ、県の阿蘇振興局の土木部長より、今から被

害状況をちょっと見てまいりますという電話がありました。もう外は暗いよと言ったんですが、いえ、やはり、阿蘇の大事さを見てこなきやなりませんということで行かれまして、翌日早朝にも電話がありました。見て回った限りでは、3か所の道路の陥没がある、また崩落がありましたという報告がありました。私、その感覚からしますと、県の危機管理防災はちゃんとよくしているなということを感じたわけでございます。その連絡がありまして、私を支持していただく有権者の方々にはお電話を差し上げた次第でございます。

そういう中で、今回の質問ということでございます。まず、知事に質問させていただきたいと思っております。

ちょうど12月3日から12月9日まで、今日までが障害者週間でございます。私もこの1週間、各種障害団体から御案内を受けておりまして、1週間、案内のたびに各団体に行ってきたところでございます。

そういう中で、知事が就任されて1年8か月経過いたしました。昨年の3月の知事選挙のマニフェストには、私自身が当事者である障害者行政はライフワーク、様々な障害のある方を私のパートナーとして、県政で活躍してもらいます、や、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて、障害に関する理解や障害のある人の社会参加の推進、地域で安心して生活できるための支援、障害特性等に応じたきめ細かい支援の充実に取り組みますなどと掲げられました。

知事就任後、障害者団体の会議などに知事は積極的に出席され、障害当事者やそれを支援する方などからの様々な声に耳を傾けられていると聞いております。

また、パリ2024パラリンピックメダリストへ、熊本県スポーツ特別功労賞だけでなく、県で初め

て県民栄誉賞を贈呈されたことや、東京2025デフリンピックに関連して手話の日イベントを開催されたことなどにより、障害者に対する県民の理解も深まったのではないかと思います。

障害者だから諦めないといけないという風潮がまだある中、それは違うということを常々発信していかなければならないと私も思っております。そのためには、県の障害者プランにも記載されている、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指さなければなりません。

そこで、共生社会の実現に向けての知事就任後の障害福祉政策の取組について、3点お尋ねします。

1点目は、障害者の県政での活躍です。

令和7年3月31日時点の県内の障害者手帳交付者数は12万3,544人で、県人口に占める割合は約7.3%、つまり13人に1人は障害者手帳を所持されていることとなります。また、民間企業の法定雇用率も、現在2.5%ですが、来年7月には2.7%に引き上げられる予定です。

福祉分野に限らず、交通、まちづくり、労働環境など、様々な県政の意思決定過程に障害者の方に参加していただくことは、今後ますます重要になってくるのではないかと思います。

マニフェストにも記載のありました「障がいのある方を私のパートナーとして県政で活躍してもらいます」の実現に向け、どのように取り組んでこられたかをお尋ねします。

2点目は、障害者の就労機会の確保及び収入の向上です。

障害者の自立促進のためには、経済的な安定も必要ではないかと思います。障害年金と就労継続支援事業所からの賃金や工賃のみで生活しておら

れる障害者もいる中、厚生労働省のデータでは、令和5年度の熊本県内のA型事業所の平均賃金月額8万3,220円、B型事業所の平均工賃月額2万1,108円と、いずれも全国平均を下回っております。

就労継続支援事業所での就労機会の確保や賃金、工賃の向上に向け、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

3点目は、地域で安心して生活できるための支援についてです。

視覚障害や聴覚障害など、様々な障害種別がある中、地域で生活していくためには、障害特性や障害の状態に応じたきめ細かい支援が重要であり、さらに、地震や大雨などの災害対策の万全の対応や支援が求められます。

また、障害者がどこで誰と生活するかは本人が決めることが大前提であり、障害者の意思決定は、最大限配慮される必要があります。

そこで、障害者が地域で安心して生活するために、県としてどのように取り組んでいかれるのか。

以上、3点を木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

**○知事(木村敬君)** 岩本議員から、障害福祉政策について御質問いただきました。

知事就任後、私自身が当事者であるからこそ気づくこと、感じることを施策に反映しつつ、県民の皆様と直接お話をする機会をたくさん持ち、埋もれかねない小さき声、弱き声にも耳を傾けながら政策を進めてまいりました。

そのような中で、1点目の障害のある方の県政での活躍に向けた取組についてお答え申し上げます。

私は、障害のある方の社会参画や活躍の場を広げること、様々な視点から県政運営を行うことと

いう2つの観点から、障害のある方がより一層県政に参画いただく機会を増やしていくことが大変意義があるものと考えております。

そのため、県では、今年度から、審議会などの委員やオブザーバーとして、障害のある方の積極的な登用を全庁的に推進しております。

これにより、障害のある方の意見がより県政運営に反映されることや幅広い観点が加わることで、議論の質が高まることを期待しております。

先月、東京2025デフリンピックが開催され、私も応援に行かせてもらいましたが、本県関係の選手が大活躍されるとともに、聴覚障害の方への理解が深まるすばらしい機会となりました。

県でも、今年9月に、手話の日関連イベントで、聴覚障害当事者の方に手話講座を行っていただき、機運の醸成を図りました。さらに、一昨日、くまもとハートウィーク事業の一環として開催されました、議員からも御紹介いただきました2024年のパリ・パラリンピック金メダリストであり、県民栄誉賞をお贈りいたしました田中愛美選手の講演会などの機会を通じて、県民の皆様の障害や障害のある方に対する理解は大いに深まったのではないかと受け止めております。

今後とも、県政運営はもとより、様々な会議の場やスポーツ、芸術など様々な分野で、官民挙げて障害のある方の活躍の場を広げる取組を着実に進めていきたいと考えております。

2点目の就労継続支援事業所での就労機会の確保や工賃などの向上についてお答え申し上げます。

県では、県の工賃向上計画に基づき、商談会、販売会などによる優先調達推進、そのほか、農福連携コーディネーターによる農業者と福祉事業所のマッチング支援などを実施しております。

今年度は、新たな取組として、一般企業が初め

て福祉作業所に物品等を発注する際に、経費の一部を補助するお試し発注サポート事業にも取り組んでいるところでございます。

今月12日、3日後、今週金曜日には、熊本市と共同で、県庁プロムナードにおいて、昨年の2倍の規模で、農福マルシェを開催することとしているところでもございます。

今後も、県が率先して、障害のある方の自立の促進につながるよう、関係者と連携した取組を進めてまいります。

3点目の障害のある方が地域で安心して生活していくための取組についてお答え申し上げます。

まず、障害特性に応じたきめ細かい支援として、今年8月に、熊本県障がい者ICTサポートセンターを設置し、多くの障害のある方からの相談に応じております。

また、災害時の対策として、今年度から、人工呼吸器を装着する医療的ケア児の方々が在宅生活に移行する際、停電に備えた非常時の電源装置を貸与する事業を創設いたしました。

議員御指摘の障害のある方がどこで誰と生活するかという点につきましては、私も、本人が決めることが大前提であり、その意思は最大限配慮されるべきと考えます。

この点につきまして、今年度、県で、障害のある方々との意見交換、そしてまた、相談支援事業所への調査を実施したところ、家族と一緒に住みたいという本人の希望に沿った暮らし方の実現を促すべきだという意見をいただきました。

このような御意見なども踏まえまして、障害のある方の意思決定支援の一環として、個人単位だけではなく、家族を一体的に支援するような仕組みを本県独自に検討しているところでございますし、こうした家族支援の視点を取り入れた障害福祉サービスの報酬体系の創設を国に要望してまい

っているところでございます。

今後とも、積極的に現場に出向き、県民の皆様の声に耳を傾け、障害のある人もない人も、一人一人の人格が尊重され、社会を構成する一員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 知事より答弁いただきました。

今の知事の答弁によりますと、ただ一言、ありがとうございます。それだけではちょっといけませんので、知事の公約にもありましたように、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて、社会参加の推進、障害の特性等にきめ細かい支援の充実、県民と直接話をする機会を多く持ち、埋もれかねない小さい声、また、弱き声に耳を傾け政策を進め、障害のある方の社会参加や活躍の場をつくり、審議会等の委員やオブザーバーとして、障害のある方を積極的に登用していくことのでございました。

今後も、会議の場やスポーツ、芸術等様々な分野で、障害のある方の活躍できる機会と場所をつくっていただきたいと思っております。

また、障害のある方が自立生活をするためには、就労の確保や住まいの確保、最低賃金保障など、自立促進につながるよう、関係団体と連携、推進していくことで、速やかな実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

障害のある方がどこで誰と生活するかは、障害者の意思決定の支援の一環であると思っております。個人単位でなく、家族を一体的に支援する仕組みを検討し、家族支援の視点を取り入れた報酬体系の創設を国に要望するとのことで、これが可能になれば、障害者家族にとっては大変喜ばしいことでもありますし、障害者と家族と一緒に生活す

る本来の姿に戻るのではないかと思います。

障害特性に応じたきめ細かい政策をしておられる知事は、障害がある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重される社会をつくり、そして、対等な一員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、全力で取り組むということでございました。

私は、この木村知事の福祉政策に関して、熊本から全国に発信できる福祉政策をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせてもらいます。

訪問介護サービスが抱える課題についてでございます。

訪問介護サービスが抱える課題については、おとといの熊日にも訪問介護サービスの記事が出ておりました。

少子高齢化が進む中で、在宅介護サービスの利用ニーズは増加しております。しかし、介護の現場においてサービスを提供する人材の確保、また、介護サービス事業所の経営難が喫緊の課題です。都市部、中山間地域問わず、将来にわたって質の高い介護サービスを安定的に確保していくことが求められています。

介護人材の不足は、特に在宅生活を支えている訪問介護サービスの存続を脅かす深刻な問題となっています。訪問介護分野では、サービス提供責任者や訪問介護員の確保が困難な状況が続き、介護関連職種全体の有効求人倍率は、他の産業より高い水準で推移しており、人材不足が常態化しております。

人材不足の背景には、介護職の処遇や労働条件の問題があり、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりますと、介護職員の平均月収は、他の産業と比較して依然として低い水準にあり、夜間や早朝の対応、緊急時の呼出しなど、不規則な勤務

形態も人材確保を難しくしている要因であります。

さらに、介護職員の高齢化も進んでおり、若い世代の新規就労者が少ないことも大きな課題となっております。人手不足により、在職スタッフの負担が増えることで、さらなる離職につながる悪循環を生み出しています。

このような状況を生み出している原因が何かと考えると、1点目は、低賃金と報酬制度の限界です。2024年の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられたことで、事業所の収益性が一層低下しており、移動時間などが報酬に反映されにくく、効率の悪い構造が続いております。

2点目は、事業所の小規模化と競争激化です。介護サービスを提供する事業所は、小規模の事業所が多く、全社協報告では、2024年時点で、従業員9人以下の事業所が27.2%を占めております。その一方で、都市部においては、新規開設が進んでおり、競争が激化しております。

3点目は、経営難と倒産リスクです。2024年6月から8月までの3か月間で、全国の訪問介護事業所のうち、166件が休止、397件が廃止となっております。2024年末時点で、全国107町村が訪問介護事業所ゼロの空白地帯となっており、272市町村で訪問介護事業所1か所のみと、事業継続の危機に直面している状況です。

熊本県においては、訪問介護事業所ゼロの自治体は1村、訪問介護事業所1事業所のみの自治体は6町村に及び、さらなる空白地域の増加が危惧されます。

空白地帯は、そのことに起因して様々な問題を引き起こします。

1点目は、訪問介護が受けられないことで、高齢者が在宅での生活を維持できなくなるリスクが高まり、施設入所等による家族負担が急増しま

す。

2点目は、介護保険料を払っても介護サービスが受けられない、制度の空洞化が起きます。

3点目は、中山間地域、離島などの地方部では、人口減少と高齢化が進行し、事業継続が困難になり、人材確保が困難で採算が取れない構造的な問題が深刻化し、サービス空白地帯が拡大していきます。

4点目は、報酬は1回ごとの訪問に対して支払われるため、長距離移動を伴う過疎地では採算が取れない事態が生じ、空白地帯の訪問介護を一層困難にします。

そこで、健康福祉部長に3点お尋ねします。

1点目は、県内における訪問介護事業所の数及び事業所数が少ない市町村におけるサービス提供の状況について、2点目は、介護人材確保のための報酬加算要件の緩和や県独自の支援策の有無等、今後の見込みについて、そして3点目ですが、私は、訪問介護は高齢者の在宅生活を支える重要なインフラと考えております。持続可能な制度設計と地域支援が急務です。訪問介護はなくなるのではなく、変わるべき時期に来ていると思います。現場の声を生かし、制度の柔軟性を図りながら、地域に根差した持続可能なサービスを構築することが重要と考えますが、訪問サービスの在り方についてどのように考えているのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、1点目の県内の訪問介護事業所数等についてお答えいたします。

今年度当初時点においては、県内に656の事業所があり、県全体としては、近年大きな増減はありません。

一方で、議員御指摘のとおり、事業所数が少な

い市町村もありますが、そのような市町村においては、近隣にある訪問介護や訪問看護、小規模多機能型居宅介護事業所などが必要なサービスを提供することで、高齢者の在宅生活を支えています。

次に、2点目の訪問介護の処遇改善に向けた取組と県の支援策についてお答えします。

議員御指摘のとおり、介護人材の確保のためには、職員の処遇や労働条件の改善が大きな課題であると認識しています。特に、現場の実情に即した介護報酬や制度の見直しが必要であると考え、これまでも重ねて国に要望してまいりました。

また、県の支援策としては、今年度、令和6年度の国の経済対策を活用し、非常勤のホームヘルパーの常勤化や経験年数が短いホームヘルパーに先輩ヘルパーが同行する費用への助成をはじめ専門家の派遣による経営改善に向けた支援など、事業所ごとの実態に応じた取組を進めています。

さらには、先月閣議決定された国の経済対策に向けた補正予算案において、医療、介護等支援パッケージとして、介護職員の賃上げや訪問時の移動に係る経費等への支援策が示されましたことを受け、県としても必要な対応ができるよう、予算化に向けた検討を急いでいるところです。

最後に、3点目の訪問介護サービスの在り方についてお答えします。

訪問介護は、高齢者が在宅で健やかに暮らし続けていくために必要不可欠なサービスです。県内どの地域においても、訪問介護サービスを継続して提供していくためには、事業所の経営安定化とともに、ヘルパーが安心して働くことができる職場環境の整備が重要と考えています。

そのような中で、現在、国においては、中山間地域において、月単位の定額報酬の導入などが議論されており、県としても、その検討状況を注視

するとともに、現場の意見を丁寧に伺いながら、処遇改善や制度改正について、国へ要望してまいります。

引き続き、人材確保や経営の安定化を図り、地域に根差した持続可能な訪問介護サービスが提供できる体制づくりに向け、しっかりと取り組んでまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 健康福祉部長より答弁いただきました。

介護保険料を払っても介護サービスが受けられない制度の空洞化が起きているのではと、私は現在心配しているところでございます。

私は、介護サービスが在宅生活を支える重要なインフラと考えます。訪問介護の処遇改善に向けた取組と県の支援策について、特に現場の実情に即した介護報酬や制度の見直しが必要であると考えております。

これまで、県は、重ねて国に要望してきたことですが、持続可能な介護サービス構築ができ、現場の声を聞き、生かして、制度の柔軟性を図りながら、県独自の支援策をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

中九州横断道路の有効活用について質問でございます。土木部長に質問いたします。

中九州横断道路は、熊本と大分を結ぶ九州の重要な東西路線であります。本道路は、中九州地域の観光の活性化に大きな役割を果たすとともに、熊本、大分の企業集積地や農産物等の産地同士を結び、交通渋滞を改善し、物流の効率化を図るとともに、産業の活性化を支える道路でもあります。

特に沿線では、T S M C 関連の J A S M の工場が本格稼働しました。また、第2工場についても建設地が決定し、現在建設中であり、さらなる関

連企業の集積が見込まれます。

そのような流れを契機として、新生シリコンアイランド九州の実現、そして、日本の経済安全保障へとしっかりとつなげていくことが重要と思います。

さらには、南海トラフ地震の備えとして、九州地方における政府の現地対策本部の設置候補施設に熊本地方合同庁舎が選定されるとともに、阿蘇くまもと空港、大分スポーツ公園が大規模な広域防災拠点として位置づけられており、また、熊本地震や豪雨災害など頻発する災害に対応するために、中九州横断道路の必要性はますます高まっており、その早期整備が強く望まれております。

現在、阿蘇地域では、滝室坂道路の開通の見通しが示されていますが、いまだルートが確定していない区間があります。また、整備が進められている竹田阿蘇道路では、阿蘇側では波野インターチェンジ1か所に対し、竹田、竹田久住、竹田西、荻の4か所です。地域住民からは、熊本県側にももう1か所程度のインターチェンジ設置検討の余地があるのではないかと声を聞きます。

インターチェンジがあると、通勤通学、医療機関への通院等、生活上の利便への貢献は計り知れないものがあります。例えば、波野地区では、医療機関やスーパーがありません。集落は広範囲に分散しており、交通手段として鉄道がありますが、生活手段は全て自動車に頼っております。

交通利便性の向上は、都市部へのアクセス改善となり、若者や子育て世代の移住、定住促進にもつながる重要な役割を果たしてくれます。波野神楽祭りやスズラン公園は、県外から多数の観客が訪れております。

また、阿蘇市は、農畜産業が主な産業であります。特に酪農の生乳、野菜類のトマト、アスパラ、高原レタス、キャベツ等は、新鮮さが勝負で

す。福岡、関西、関東の市場への出荷は、出荷時期が大きく価格に影響を与えます。

インターチェンジの増設は、地域住民の生活環境の向上、インターチェンジ付近への企業誘致、高原野菜などの農畜産物の輸送効率化、そして、観光客の誘致や周遊性に計り知れない効果が期待できます。

中九州道路は、阿蘇地域の安全と地域発展の要となる大動脈です。その整備効果を最大限生かす有効活用の一環として、計画にインターチェンジを新たに追加する場合、どのような検討や手続が必要になってくるのか、土木部長にお伺いいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 中九州横断道路は、熊本、大分両県を結び、九州の循環型ネットワークを形成し、観光振興や物流の効率化に加え、大規模災害時における緊急輸送など、多面的な効果が期待される重要な高規格道路です。

高規格道路と一般道との結節点となるインターチェンジにつきましては、高規格道路の整備区間ごとに行われる計画段階評価等におきまして、利用交通量や事業費などのほか、地域の御意見を踏まえ、その位置が決定されています。

議員御質問の計画に新たに追加するインターチェンジにつきましては、地方公共団体が主体となり、一般道を高規格道路に接続することとなるため、国の許可を受ける必要があります。その申請に当たりましては、企業立地による地域経済の浮揚や周辺道路の渋滞緩和などの効果を示すとともに、申請者が費用を負担するため、設置位置などにつきましても、十分に検討することが必要であると考えています。

現在、阿蘇地域では、竹田阿蘇道路において、国道57号と接続する橋梁工事などが進められてい

ます。また、滝室坂道路においては、いよいよ来年度の開通が予定されており、そのアクセス道路となる県道内牧坂梨線の整備も佳境を迎えています。

この道路の開通により、災害時における信頼性の高いネットワークの構築はもとより、阿蘇地域のアクセス性は大きく向上し、観光振興や農産物の物流効率化など、地域活性化に大きな効果が期待されます。

県としましては、引き続き、中九州横断道路の早期整備に向け、全力で取り組んでまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 土木部長より答弁いただきました。

中九州横断道路は、熊本、大分両県を結ぶ九州の循環型ネットワークを形成しているということでございますし、観光振興や物流の効率化に加え、大規模災害時における緊急輸送など、多方面で効果が期待される重要な高規格道路であると答弁がありました。

阿蘇地域では、竹田阿蘇道路において、国道57号と接続する橋梁工事などが進められ、滝室坂道路においては、来年度の開通が予定され、そのアクセス道路となる県道内牧坂梨線の整備も佳境を迎えているとのことです。この道路の開通により、阿蘇地域のアクセス性は大きく向上し、観光振興や農産物の物流効果など、地域活性化に大きく向上するものと思います。

引き続き、中九州横断道路の早期整備に向け、全力で取り組んでいただきたいと思います。

加えて、私が質問しました新たに追加するインターチェンジについては、地方公共団体が主体となり、一般道を高規格道路に接続することとなるため、国の許可を受けなければならず、この申請に当たっては、企業立地による地域経済の浮揚や

周辺道路の渋滞緩和など効果を示しますが、申請者が費用を負担することとなるため、設置箇所などについても十分に検討することが必要であるとのことでございました。

地元の阿蘇市も、また、地元地域も、早期整備に向け、全力で取り組んでまいります。県におかれましても、よき流れを、地元地域住民のため、一層の力強い御支援をお願いいたします。

次の質問に移らせてもらいます。

阿蘇の地下水保全についてでございます。

熊本は、火の国であると同時に、豊かな地下水に恵まれ、水の国としても知られており、熊本市及び周辺市町村では、水道水のほぼ100%を地下水に依存しているなど、地下水は、私たちの生活と産業にとって欠かすことのできない貴重な宝であります。

このような背景もあり、熊本地域では、地下水保全条例に基づく許可制度や白川中流域における水田湛水事業などに代表される地下水保全対策がこれまで行われております。

特に最近では、半導体関連企業の進出による大規模取水や開発等による地下水量への影響、とりわけ涵養域が減少することによる地下水量への影響が懸念され、県民の不安や関心が高まっております。

木村知事は、マニフェストで、地下水保全を最重要課題として掲げ、就任後、地下水保全推進本部を立ち上げられました。そして、10月末に行われた本部会議において、通常よく使われる第1、第2帯水層の地下水賦存量が約100億トンであることなど、これまでのデータの蓄積を踏まえ、シミュレーションを実施し、県民の不安解消に取り組んでおられます。

このような中、阿蘇地域は、九州の6つの一級河川の源流であり、熊本市周辺の地下水涵養の根

幹を担う白川の源流としても極めて重要な地域であります。

この阿蘇の壮大なカルデラに降り注いだ雨や雪が、長い年月をかけて地下に浸透し、九州一帯に豊かな水を恵んでおります。

これまで、白川中流域、大津、菊陽町で実施されている大規模な地下水涵養事業は、同地域に広がる水田への湛水が主体であり、白川に取水堰があるかんがい用水により行われております。つまり、湛水事業の水源の多くは白川に依存しております。現在行われている湛水事業は、阿蘇谷の黒川、南郷谷の白川ありきの事業であります。ざる田地域の地下水をくみ上げ、その揚水を利用した湛水事業ではないのです。

大津・菊陽地域における水田涵養事業は、熊本地域の地下水保全に大きく貢献していると認識していますが、涵養事業そのものが阿蘇の河川水に依存しているという事実は、阿蘇の山々や広大な草原原野の健全性が地域の地下水システムにとっていかに不可欠であるかを示しているものです。

このようなことから、私は、ちょうど1年前の一般質問において、白川と阿蘇カルデラ内の水環境について質問いたしました。その際、木村知事からは、県と熊本市が連携して、阿蘇の地下水保全に取り組んでいくことを大西市長と確認したことや、草原や水田、森林の水源涵養に果たす役割に着目し、企業や住民などの受益者が阿蘇の草原等を維持する活動を支援する仕組みを構築することなどを答弁いただきました。

その結果、今年8月1日から、公益財団法人阿蘇グリーンストックと県が連携して、九州の水を育む阿蘇の守り手基金を設置され、阿蘇の水源保全機能を支えるための仕組みが開始しました。

現状では、草原の支援のみを開始していることですが、阿蘇の豊富な水を保全するために

は、草原だけでなく、水田や森林といった他の貴重な涵養域の保全対策も重要です。

県と地元市町村や関係団体が連携し、できるだけ早くこの基金を水田や森林を保全する活動にも活用できるよう、具体的な仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思います。

最近では、地域の地下水の流動に関して、従来の認識が変わってきました。過去の調査では、阿蘇の地下水は、主に阿蘇盆地内で完結し、大津、熊本方面には直接的には流れていないとされてきました。しかし、このたび、地下水研究において数々の論文を発表されております東海大学の市川名誉教授による最新の調査で、立野付近から大量の地下水が直接大津、菊陽方面に流下していることが明らかになりました。一部は、立野の手前で溶岩に阻まれ、自噴し、白川に流れ込んでおります。

私は、阿蘇の水循環が熊本地域の地下水に非常に重要な役割を果たしていることから、令和5年12月定例会において、地下水保全条例の地域指定について質問しましたが、現状においては、指定地域の要件である地下水の採取に伴う障害が確認されていないため、指定地域にも重点地域にも該当しないとのことでした。

その後、この条例が規制条例であることや阿蘇の水が豊富であることから、規制の必要性が現時点ではないとの説明を受けました。

引き続き、規制の必要性については、地下水位の常時観測により、長期的な視点でデータを確認して判断するとのことでしたが、熊本地域の水循環に貢献している阿蘇の水が重要であることは間違いありません。

まずは、九州の水がめである阿蘇地域の地下水を守るためには、最新の科学的知見、そして阿蘇地域の河川水に依存する白川中流域の涵養事業の

実態を踏まえ、阿蘇の水循環が具体的にどのようになっているのかということ、また、それが他地域の水循環にどの程度貢献しているかなど、基本的な知見をしっかりと押さえていく必要があると思います。

そのようなデータ等に基づき、今後の仕組みづくりに取り組む必要があると思いますが、今後の方針を環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 阿蘇地域の地下水保全の仕組みづくりに関する今後の方針についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、阿蘇地域は、水循環の中で非常に重要な役割を担うことから、県で設置した3か所の観測井戸での常時監視のほか、8か所の民間井戸や自噴井戸において、毎月観測を行っております。

それに加え、本年8月1日に、公益財団法人阿蘇グリーンストックと連携し、阿蘇地域の水源涵養機能を維持するため、九州の水を育む阿蘇の守り手基金を設置し、草原の保全活動に対する寄附の受付を開始しています。

この基金では、企業等からの支援のインセンティブとなるよう、支援の貢献度を定量化し、貢献証書として発行することとしています。

県では、その証明のための評価指標の検討を行う有識者による委員会を今年11月に設置しました。この委員会においては、今年度中に草原における評価指標を設定することとしており、順次水田や森林に関する評価指標についても設定することとしています。

この基金は、熊本県内だけでなく、九州各県の企業等からの支援も想定していることから、阿蘇地域が具体的にどの程度他の流域に対して貢献しているのかを示すことが非常に重要と考えていま

す。

そのため、県では、今年度、熊本地域のモデルを参考に、阿蘇地域における水循環モデルの構築に取り組んでおり、あわせて、阿蘇地域における水源涵養状況の推計を行うこととしています。

このような水源涵養機能の評価指標等も活用し、草原や水田、森林などの水源涵養域の保全を通じて、将来にわたって阿蘇地域の地下水を保全できるよう、阿蘇管内の市町村や流域市町村などと連携し、実効性の高い仕組みを構築してまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 環境生活部長より答弁いただきました。

阿蘇地域の地下水保全と涵養機能強化に向けた具体的な、かつ有望な事業計画について、私は提案したいと思います。

現在、阿蘇市、JA阿蘇、阿蘇地域土地改良区で、地下水研究の権威である東海大学の市川名誉教授に依頼し、阿蘇谷地下水循環涵養のための調査を行っております。

その一環として、減水深調査があります。一口に言いますと、阿蘇谷の水田は、地下水保全に有効かとの調査です。調査の結果、阿蘇谷の田畑は、白川中流域のざる田と同じ透水性の高い水田が多く存在することが判明しました。これは、阿蘇谷の水田もまた、天然の地下水涵養施設として、極めて高いポテンシャルを有しているとのことでした。

この科学的知見に基づき、阿蘇谷にある豊富な自噴水を含む表流水を、この透水性の高い水田群に一時的に湛水し、再度地下に戻す、阿蘇谷地下水循環涵養事業を計画しております。

この事業は、阿蘇地域の自噴地下水やくみ上げた地下水の有効活用として、阿蘇谷の冬季休耕

田、約5,000ヘクタールを利用しての湛水で、阿蘇谷の地下水涵養量を高める、その結果として、黒川の水量を安定させ、白川下流域の涵養に貢献するという効果を目指しております。

元来、白川の水量は、季節にかかわらず水量が安定していると言われております。それは、取りも直さず、阿蘇地域の地下水によるものであります。一般的な河川は渇水期というものがありますが、白川水系にはそれはありません。

さて、この水田を活用した涵養事業は、これまでの草原・森林保全といった伝統的な水源確保対策に次ぐ極めて有力な地下水涵養の柱となり得るものと確信するものであります。

つきましては、県当局におかれましても、この阿蘇谷の革新的な地下水循環涵養事業に対して、その重要性と公益性を深く御理解いただき、支援、参画を御検討いただきますよう期待しまして、要望いたします。

次の質問に移らせてまいります。

高校入試における不登校生徒への対応と入学後についてでございます。

文部科学省による不登校の定義は、病気や経済的な理由などといった特別な事情がなく、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間の欠席日数が30日以上となった状態を指すとあります。

文部科学省が実施している令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、全国的には中学生の不登校は年々増えておるといことです。

背景としては、本人自身の問題と家庭環境に関するものがあり、調査項目では、学校生活に対してやる気が出ない、生活リズムの不調、不安、抑鬱、学業の不振や頻繁な宿題の未提出、いじめ被

害を除く友人関係をめぐる問題などが多くなっておりま

す。全国の国公立小中学校の不登校児童生徒は、12年連続で増え、全体の3.9%に当たる、これは26人に1人ですが、35万3,970人と過去最多を更新と記載がありました。

熊本県内の国公立小中学校については、不登校児童生徒は全体の4.1%に当たる5,781人でした。前年度から67人減り、12年ぶりに減少に転じ、小学生は2,133人、中学生は3,648人、熊本県内の国公立の高校生でも3年ぶりに減少に転じ、751人と報道されました。

このような中、10月24日付の朝日新聞によると、都道府県立高校の入試で使う調査書、いわゆる内申書の出欠席日数欄が、2027年度入試までに、4割に当たる19の都府県でなくなるとの記事が掲載されました。

出欠席日数欄をなくした理由として、不登校の生徒らの心理的負担をなくすため、学習の形も出席の扱いも様々になってきたためとある一方、出欠席日数欄を残す理由として、合否判定には使わないが、中学校での状況が分かるなどが挙げられております。

調査書は、出欠席日数以外にも、各教科の評定や活動の記録など、生徒のよい面や努力した点を中学校が記載し作成した資料であり、学力検査とともに合否判定に用いられると聞いております。

令和7年6月27日付で、文部科学省から都道府県教育委員会教育長に対し、身体、健康上のやむを得ない理由により中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく、選抜において不利に取り扱うことがないように通知されております。

そこで質問ですが、県立高校入試において不登校生徒が受験する際、不利に取り扱われることは

ないでしょうか。

私の地元の阿蘇中央高校では、令和7年度の学科改編により、既存の普通科、総合ビジネス科、社会福祉科に加え、探求活動を充実させた新たな普通科である探究科、スマート農業について学ぶ農と食の科学科、緑と水の科学科を新設し、普通教科だけでなく、商業、農業、社会福祉など、専門教科の特色を生かした魅力ある教育を実施し、生徒たちが充実した日々を過ごし、生き生きと活動しております。

その中には、中学校時に、ひょっとすると不登校生であった生徒もいるかもしれません。しかし、生徒たちが活発に活動し、頑張っている姿からは想像もできません。このように、県内における他の県立高校においても、同じように中学校時に不登校傾向だった生徒が高校入学後に活躍している学校もあるのではないかと思います。

そこで、中学校時に不登校だった生徒が県立高校入学後にどのような状況になっているか、教育長にお尋ねいたします。

○副議長(緒方勇二君) 教育長越猪浩樹君。——残り時間が少なくなりましたので、答弁を簡潔に願います。

[教育長越猪浩樹君登壇]

○教育長(越猪浩樹君) まず、高校入試における不登校生徒への対応についてお答えします。

県教育委員会では、文部科学省からの通知を踏まえ、熊本県立高等学校入学者選抜要項を作成するとともに、各校に同通知及び同要項に基づき適切に対応するよう通知しています。

高校入試では、欠席日数によって不合格とすることはなく、不登校生徒がそのことのみをもって不利に取り扱われることはありません。

次に、中学校時に不登校だった生徒の県立高校入学後の状況についてお答えします。

本県では、中学校時に不登校だった生徒の6割以上が高校入学後に不登校の状況を解消しています。

例えば、中学校時に人間関係に悩んでいたある生徒は、新たな友人と出会い、充実した高校生活を送ることができるようになった結果、学校を代表して多くの人の前で高校生活の楽しさや充実感を伝えることができるようになったり、また、やりたいことを思いっきりできる環境で学び、クラブの部長を務めた生徒もいます。

このように、環境の変化をプラスに変え、高校入学後に新たな目標を見つけ、活躍の場を自分で広げることで、不登校の解消につながっていると考えています。

また、高校入学後も不登校が解消していない生徒もいることから、そのような生徒に対しては、1人1台端末を活用して、オンラインでの学びの保障をするとともに、心の健康観察等を行うなど、生徒に寄り添った支援を行っています。

県教育委員会では、生徒一人一人が生き生きと活躍できるよう、引き続き不登校生徒を支援してまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

**○岩本浩治君** ただいま教育長より答弁いただきました。

熊本県の場合は、高校入試において、調査書を選抜資料の一部としているが、欠席日数によって不合格とすることはしないと、不登校生徒をそのことのみをもって不利に取り扱うことはないということでした。

また、地域との協働体制や高校魅力化コンソーシアムの構築及びコーディネーター配置の推進や多様なニーズに応じた学びの場づくりの推進を対策されていることでした。教育長、ありがとうございました。

今回も、まだ答弁切り返したかったんですが、時間がありませんで……

**○副議長(緒方勇二君)** 所定の時間を超えていますので、発言を終結願います。

**○岩本浩治君(続)** 毎回時間をオーバーしております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

最後まで御清聴ありがとうございました。(拍手)

**○副議長(緒方勇二君)** この際、5分間休憩いたします。

午前11時1分休憩

—————○—————

午前11時11分開議

**○副議長(緒方勇二君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕(拍手)

**○星野愛斗君** 皆様、こんにちは。熊本市第二選挙区選出・熊本維新の会・星野愛斗です。

本日、当選以来、通算4回目の質問の機会をいただきまして、同僚議員の皆様、先輩議員の皆様方に深く感謝を申し上げます。

私ごとですが、今回、本当に質問の機会がちょっと危ぶまれるトラブルがございまして、その件に関しては本当に、ちょっと名前を言わないようにということなんですけれども、先生、本当にありがとうございます。何とかこの最終日に発言の機会をいただきました。より一層の感謝を感じながら精いっぱい質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

最終日だけあって、もう幾つかの質問が、ほかの先輩議員の皆様とテーマが重複しているところがございますが、私なりの思いを持って質問をさせていただきますので、御容赦いただけたらと思

います。

では、発言通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、県財政の現状確認と今後の対応策について伺います。

知事が、令和8年度予算編成に当たって、庁内説明会で訓示を行われました。これまでの歴史の中で、予算編成の説明会で知事が訓示を行うということが、これまであまりなかったのかなということで、異例のことだということでニュースにもなりました。それだけ現在の県財政がいかに厳しい状況であるかを示すものだと受け止めています。

財政見通しとして、令和8年度から12年度までの5年間で685億円、年間約137億円の財源不足が見込まれていることが報告されました。特に、令和8年度は69億円の不足が予測されていましたが、その後の災害対応などにより、現時点では119億円の不足に拡大しています。

この主な要因として、人件費の増加や令和7年8月豪雨災害での対応に加え、特に、公債費の増大が大きく影響しています。熊本地震や豪雨災害に関連した公共事業が積み重なり、その返済の本格化とともに、金利の上昇が財政を強く圧迫する状況にあります。

一方で、知事は着任から1年余りが経過し、マニフェストで掲げた10の約束を基に、くまもと新時代共創基本方針、総合戦略を打ち出されています。そこでは、こどもまんなか熊本、渋滞対策、スポーツ施設の整備、サイエンスパークの推進など、多岐にわたる政策目標が示されています。

また、この総合戦略には、政策の進捗を客観的に検証するためのKPI、重要業績評価指標が設定されています。KPIとは、掲げた政策がどこまで達成できたかを数値で測る進捗の物差しであ

り、知事が掲げるだけでなく、確実に実行するという強い姿勢を示すものと理解しています。

しかし、スポーツ施設の整備やサイエンスパークの推進などは、多額の整備費が必要となる事業です。加えて、老朽化したインフラの維持管理にも相当の財源が必要です。こうした中で、財政が極めて厳しい状況にあることを踏まえると、これらの施策をどのように優先し、どのように財源を確保していくのか、抜本的かつ現実的な方針が明確に示されないまま事業だけが先行することになれば、県民の皆様には大きな不安を与えかねません。

そこで、今後の予算編成に向けて、優先すべき施策や見直しや取捨選択をすべき施策について、知事としてどのように整理をされているのか、明確なお考えをお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 星野議員から、中期財政見直しなどを踏まえた、今後の予算編成の考え方についてお尋ねいただきましたので、お答え申し上げます。

本県では、令和8年度の予算編成方針の作成に当たって、大まかな財政収支の見通しを試算いたしました。その結果、先ほど議員から御指摘いただいたとおり、119億円の財源不足が見込まれており、足元の財政状況は非常に厳しい状況にあると認識しております。

こうした中においても、令和7年8月豪雨をはじめとした過去の大災害からの復旧、復興は最優先で取り組んでいく必要がございます。

また、私が日頃から不可欠と考えている教育、福祉の充実や各産業における人材不足解消に向けた取組についても、喫緊の課題として加速化を図らなければなりません。

さらには、空港アクセス鉄道やスポーツ施設の

整備、くまもとサイエンスパークの推進など、本県の将来の発展へとつながる施策への積極果敢な投資も欠かすことはできません。

そのため、私は、令和8年度予算について、くまもと新時代を築くメリ張りのある予算編成を目指すため、事業の徹底的なスクラップ・アンド・ビルドを行い、事業の選択と集中を図ることとしております。

松田議員の答弁でもお答えいたしました。歳出面においては、特に、そのスクラップの意識を徹底することを指示したところでございます。

多額の経費が見込まれる事業については、国に対してさらなる財政支援を求めていくことはもちろん、民間活力の導入や、県と市町村それぞれの役割に応じた財政負担などについて検討を行い、県費の支出をしっかりと抑制してまいります。

県民のため必要とされる施策の推進と健全な財政運営の両立は、私の使命であり、責任でもあります。

引き続き、熊本のさらなる発展に向けた施策をスピード感を持って実行していくとともに、将来にわたって持続可能で健全な財政運営の確立に努めてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

**○星野愛斗君** 今後少子高齢化が進み、ほぼ予測の外れない人口動態の中で、国からの交付金は減り、社会保障費等は増大の一途をたどる中で、かつてないほど厳しい県政運営が要求されると思います。

これだけ財政が逼迫している以上、もはや広く浅く一律に削る程度の見直しでは不十分だと考えます。聖域を設けず、一つ一つの事業の必要性を徹底的に検証し、痛みを伴ってでも廃止、縮小、当面の凍結といった具体的な判断から逃れることはできない局面に来ております。スクラップ・ア

ンド・ビルドという言葉が一人歩きするのではなく、何をやめて、どれだけの財源を生み出し、どの優先施策に振り分けるのかが見える形になってこそ、知事のおっしゃる、メリ張りある予算編成の説得力が増すのではないかと思います。

ただいまの知事の御答弁の中に、大きな事業に対して大胆に大なたを振るう判断があるかと期待をいたしました。現時点では残念ながらありませんでしたが、しかし、冒頭申し上げた9月の予算編成方針の説明会に自ら出席され、ただいまありましたように、スクラップ・アンド・ビルドの中のとりわけスクラップを求められました。このような大きな決断をされる覚悟を持っていらっしゃると思いますので、来年度の結果に期待をしたいと思います。

そして、その上で、災害からの復旧、復興や教育、福祉、人材確保に最優先で取り組むとのお考え、また、空港アクセス鉄道やスポーツ施設、くまもとサイエンスパークなど、将来につながる投資について、メリ張りある予算編成を行うとの方針、知事からの力強い御答弁があり、こちらにも期待をしたいと思います。こちらに期待をしている県民の方も多くいらっしゃると思います。

なお、かつて蒲島前知事が就任当初に、県の財政難に対して、自らの知事給与を100万円カットするという、ある意味で非常に分かりやすい身を切る覚悟を示された時期がございました。その結果として、4年間で約1,000億円の借金を減らし、30億円の貯金の増加につながり、財政再建を果たされたこともありました。やれというわけではないんですけれども、はい。そこまでを求めつつもりではございませんが、覚悟の示し方にもいろいろあるんだなと思いました、はい。

重要なのは、政治的な信頼です。厳しい財政状況の中にあっても、未来への投資を進める知事の

方針を県民の皆様の理解と納得、そして信頼につなげていくためにも、今申し上げたような踏み込んだ見直しと、それから情報開示、これを知事の強いリーダーシップの下で進めていただくことを期待し、要望いたします。

次の質問に移ります。

次に、ファシリティーマネジメントの取組について伺います。

ただいまの県財政の現状につきましては、厳しい見通しがありながらも、聖域なく事業を見直しながら、歳出の抑制にも取り組んでいかれるとの県の方針は御承知のとおりです。

県の財力には限界がある中で、県が保有する資産を維持しながら、有効活用していくことも重要な取組の一つです。令和8年度予算要求に伴う査定作業から、県有施設の改修等に係る予算要求について、ファシリティーマネジメント査定が新たに加えられたと聞いています。県が実施しているファシリティーマネジメントの取組は、県有財産の総量最適化、効率的活用、長寿命化、この3つが大きな柱となっています。これらは、いずれも将来世代への負担軽減と持続可能な財政運営の観点から極めて重要な視点であると認識しています。

主に昭和40年代から50年代にかけて集中的に建設された、本県が所有する公共施設を集約したり売却したりすることで、保有資産の適正規模を追求する必要があります。用途を終えたものは、処分を検討することはもちろんであろうと思います。

また、保有資産の維持管理費用がかかり過ぎることも看過すべきではありません。日常の保全業務まで含めて精査し、歳出を抑制する取組は不断に行うべきです。

さらに、長寿命化による維持更新費用の平準化

にも取り組む必要があります。施設を安定的で平準的な管理費用で長期使用できることは、県有財産の価値を維持していくために必要な取組です。県有資産の維持管理や改修費用などは、優先順位を適切につけながら限られた予算の中で効果的に支出していくことが、県財政状況が厳しい中であっても、今後ますます重要になってくるものと思います。

そこで、県有資産を適正規模で保有しながら、将来にも安心して引き継いでいくために、足元の財政状況も踏まえながら、県のファシリティーマネジメントに今後どのように取り組んでいかれるのか、総務部長にお尋ねします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 本県の公有財産である4,977棟の建物は、その多くが昭和40年代に建設され、老朽化が進行していることから、改修等の費用が年々増加するなど課題が生じています。

これまでの施設の改修等は、それぞれその時々が必要に応じ実施されており、コスト面のみならず、施設の利用制限や効率的な事務の執行の観点からも改善が必要となっていました。

このため、本県では、令和8年度の当初予算編成から、施設の改修等の予算について、ファシリティーマネジメント査定を導入しました。現在、678件の工事等について整理を行っているところです。

具体的には、施設の重要度や老朽化の状況、緊急性等の観点から優先順位をつけ、改修工事等の時期を分散させることにより、財政負担の平準化を図ることとしました。

また、近く予定されている改修工事等の内容について、中長期的な改修計画を踏まえ見直すなど、工事内容の最適化とともに、財政負担の抑制を図っています。

さらには、県民が利用する施設について、複数の工事をまとめて実施することにより、財政負担の抑制に加え、閉館期間等の短縮にも取り組んでいます。

今後、人口減少などに伴い、公共施設に求められるニーズや役割も刻々と変化していくことから、ファシリティーマネジメントによる施設管理はより一層重要になってくると考えています。

引き続き、公共施設の役割について、不断の見直しを行いながら、ファシリティーマネジメント査定を通じて、財政負担を軽減しつつ施設の長寿命化を図り、県有財産の適正な管理と活用に取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 総務部長に御答弁いただきました。

ただいま御答弁いただいたとおり、県の所有財産について、その価値を維持しながら有効活用していくという視点でマネジメントに取り組んでおられることを確認いたしました。

あわせて、厳しい財政事情の中で、現場の職員の方々が日々工夫と苦労を重ねておられることに、改めて敬意を表したいと思います。

その上で、私が特に大切だと考えておりますのが、用途を終えた資産の整理、縮減を計画的かつ着実に進めていくことです。保有資産の維持や長寿命化の工夫ももちろん重要ですが、それだけに重心が置かれますと、管理費用が膨らむ一方となり、真に必要な分野への投資に充てるべき財源が圧迫されかねません。用途を終えたものについて、売却などの処分を進めていくことはもとより、形式上は用途を終えたものに分類されていない財産の中にも、今後も、この規模、この場所、この形で本当に必要なのかという観点から、丁寧に点検していただくことも大切ではないかと思

います。

一方で、公共施設の中には、採算性だけでは評価し切れない役割を果たしているものがあることも併せて申し上げておきたいと思います。

多くは市町村が保有するケースかと存じますが、例えば、イベントスペースや入浴施設のように、地域の憩いの場や交流の場として機能しております、主に高齢者の方が利用者となっているような施設では、必ずしも採算が取れていないところが多いことが実情ではないかと思えます。こうした施設を一律に不採算だからと廃止してしまいますと、そこに通うこと自体が運動の機会になっていたりと、コミュニケーションの場になっていたりとした効果が失われ、その結果として、出かけることがなくなり、健康寿命が縮まり、寝たきりや長期の入院、手厚い介護や医療の必要となる方の増加につながるおそれも懸念されます。

そうなれば、今も加速度的に増加しているこの医療、介護の費用が将来さらに膨らみ、その負担は、結局県民の皆様の税金で賄わざるを得なくなります。単に不採算事業だからと整理するだけでなく、将来を、そして地域全体を見据えたときに、今申し上げたような数字には表れにくい効果や価値も含めて総合的に勘案しながら判断していく視点を、ファシリティーマネジメントの議論の中にもぜひ持ち込んでいただければと思います。

一律に予算を削るシーリングといった手法のみならず、施設ごとの役割や利用実態、さらには今申し上げた目に見えにくい効果も踏まえた取捨選択を丁寧に積み重ねていくことで、県の所有財産の全体像を、よりスリムでありながら地域の暮らしをしっかりと支えられる持続可能な姿へと組み替えていくことが重要だと感じています。

今回導入されますファシリティーマネジメント査定につきましても、こうした観点を踏まえつ

つ、スクラップ・アンド・ビルドの推進と目に見えにくい価値の適切な評価の双方につながる実効性の高い仕組みとして、今後一層磨き上げていただくことを強く期待し、次の質問に移ります。

次は、外国人との共生に向けた医療提供と国民健康保険制度について伺います。

T SMCの進出により、県内経済は活性化に向けた大きなアクセルを手に入れており、今後の経済効果に期待する声も多くあるのは御承知のとおりです。

一方で、交通渋滞の悪化やJ A S M周辺の地域の地価高騰など、様々な課題が生じているのも事実です。このほか、県内への外国人流入が今後さらに増加することが見込まれており、その対応も大きな課題となっています。県としては、外国人との共生に向けた県民の意識醸成を図り、外国人と住民生活をきめ細かく支援するための市町村との連携などにも取り組まれていると聞いています。本県で過ごす外国人が地域の中で受け入れられ、共に生活できる社会を目指すことは、本県を取り巻く経済環境を考慮すると、重要な課題であると思います。

地域の中で我々と同様に生活を営む以上、県内在住の外国人が抱える悩みや相談事もまた、我々とそう大きく変わるところはありません。その上、言葉の壁や文化の違いもある中で、我々の想像を超えた外国人の方々の御苦勞もあると思われま

す。病気やけがについても、同様の問題が生じます。病気やけが、障害の種類に応じて、どの医療機関にかかればよいのか、日本語でしか説明されていなければ医療サービスを円滑に受けることは難しくなります。

最近では、これらの方々が医療機関を受診する際、言語や制度理解の壁で受診控えやトラブルが

生じているとの声も聞きます。

このような困り事をサポートするために、通訳や多言語の対応を行える医療機関の整備が必要ではないかと思えます。

そこで、まず、外国人の医療アクセスの向上に向けた県のお考えを健康福祉部長にお尋ねします。

次に、外国人の流入が増加すると、それに合わせて国民健康保険への加入も増えてくる状況になるのではないのでしょうか。

本県の国民健康保険の被保険者を確認したところ、令和2年度に約6,400人であった外国人が、この4月に約7,600人と、5年間で20%程度増加をしているようです。ここでは、社会保険が含まれておりません。今回、国民健康保険のみを扱います。

外国人と国民健康保険をめぐる問題については、国会での議論を見ると、一部の自治体のデータを基に、外国人が保険料を納めていないのではないかという話がある一方で、厚生労働省は、外国人の収納状況を実際に把握できている自治体とできていない自治体があると回答しています。これまで、保険料に関しては、外国人、日本人を問わず、全被保険者の収納状況を把握しているものの、外国人に限った収納状況は、網羅的に把握していなかったということのようです。

去る11月4日には、上野厚生労働大臣が、記者会見で、外国人の国民健康保険料の未納付防止については、外国の方の納付状況を出入国在留管理庁と共有して在留審査時に活用する仕組みについて、令和9年の6月からの開始に向けて準備をしていると発表しました。

払える能力があるのに保険料を払っていない外国人がいるといった課題意識の下、外国人が今後も増加することを想定し、保険料をしっかりと払っ

てもらうための対策に国が動き始めたということになります。外国人被保険者が増えている、今後増えるだろう本県においても課題を把握し、その対応を行っていくべきではないかと考えます。

国民健康保険の主体は市町村であるものの、県の旗振りもまた重要です。

そこで、外国人被保険者の保険料収納に関する課題について、現状をどのように把握しているのか、また、今後県としてどのようなスタンスで臨むつもりなのか、これも併せて健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

**○健康福祉部長(下山薫さん)** 外国人が我が国の医療保険制度の下で医療サービスを受ける上では、本国とは異なる制度に対する理解の壁や言葉の壁があると考えています。

まず、外国人に対する医療アクセスについては、国は、市町村単位で、全国の病院、診療所などを5つの言語で検索できる、医療情報ネットナビという名称がついていますが、これを整備して、身近な医療機関の場所や診療内容、アクセス手段などを分かりやすく伝えておりますし、県では、24時間365日体制で運用する多言語コールセンターを設置して、受診の際の言葉の壁に対応しています。

さらに、市町村においては、医療機関でも活用できる通訳ボランティアの配置や外国人母子手帳の交付をはじめ外国人総合相談窓口の設置など、外国人のニーズに応じた取組が行われています。

次に、国民健康保険における外国人被保険者に関する課題と対応についてお答えします。

令和7年10月に、現状や課題を把握するため、保険者である市町村を対象にアンケート調査を実施しました。その結果、約6割に当たる29市町村において、現在のシステムでは外国人を抜き出し

て収納率を算出するのが難しいことや、意思疎通の面から制度の内容に理解が得られないなどの理由で、保険料の収納に課題があることが分かりました。

このような中、外国人被保険者の収納情報については国が主導し、令和8年度から、市町村ごとのデータを把握できるようシステムの改修が行われ、国とデータの共有が図られることになっています。

一方で、市町村においては、多言語リーフレットによる制度の周知に取り組まれています。それでもなお対応に苦慮されていることから、県では、外国人被保険者の収納率向上に向けた研修会を開催することとしています。

国において外国人政策に関する検討が進められていることから、引き続き、国の動向を注視していくとともに、市町村とも情報共有、意見交換を図りながら取組を進め、国の制度に関するものについては随時要望してまいります。

熊本に住む外国人の方も安心して医療機関を受診できるようにするとともに、被保険者の一人として保険料を納付していただくことが重要です。

引き続き、県としては、国や市町村をはじめ医師会など関係機関とも連携を図りながら、医療の分野においても、外国人との共生社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

**○星野愛斗君** 健康福祉部長から御答弁いただきました。

国政における外国人技能実習制度の拡充や本県におけるTSMCの進出などもあり、本県で暮らす外国人労働者やその家族は、今後ますます増えていくことが予想されます。その中で、外国人の方も含め、ここ熊本で暮らす全ての方が安心して必要なときに医療を受けられるようにしていくこ

とは、県にとって非常に重要な責務であると改めて感じたところです。

御答弁にもありましたとおり、我が国は、国民皆保険制度を通じて高い平均寿命と保健医療水準を実現してまいりました。保険証さえあれば、いつでも誰でも必要な医療サービスを受けられる、この恵まれた制度を将来にわたって持続させるためには、日本人、外国人問わず、公的医療保険に適切に加入をし、公平に保険料を負担していただくことが不可欠です。

その意味で、外国人の方々も、国民健康保険の大切な加入者の一員であり、安心して医療を受けられるようにすると同時に、在留資格や国籍にかかわらず、被保険者全員が負担を分かち合うという原則を丁寧に説明し、理解していただくことが重要だと考えます。

極端な例ですが、東京都の、とある外国人がほぼ入っているような、とある区の実績状況の資料がございまして、令和7年度の資料でしたが、外国人の方の滞納率というのが50%を超えていました。

また、とある国籍の方は、そもそも、こういう保険の制度がないような国から来ていて、その保険の概念が分からないのか、滞納率が8割も超えているような、ただ、これは、国籍別にとというのは、今全国的に整理されているものではありませんから、各自治体が独自にやっているようなデータにはなりますが、そういった一部の自治体では、外国人被保険者の未納や制度理解の不足により、かなり踏み込んだ対応を取らざるを得ない状況にまで至っていることに、私自身、強い危機感を感じています。

だからこそ、まだ熊本県の状況が比較的落ち着いているうちに、どのような方が県内に来られても公平に負担し合えるよう仕組みづくりを徹底し

つつ、外国人の方々と共生できる社会を目指していくことが重要だと考えております。こうした取組を怠り、一部の外国人の未納だけが過度にクローズアップされてしまえば、外国人に対するイメージの不必要な悪化や日本人との分断を生むおそれがあると同時に、結果として大事な歳入の減少や一人一人の国保の負担の増加にもつながりかねません。

また、実際の窓口で制度説明や収納に苦勞されているのは、県ではなく、市町村の担当職員の皆さんであることも忘れてはなりません。意思疎通や制度理解の面で悩みを抱えている自治体も少なくないとのことでした。

県におかれましては、予定されている研修会の充実はもとより、現場の声をしっかり受け止めながら、市町村とともに実効性のある取組へつなげていただきたいと思います。

外国人も、私たちと同じ保険の加入者であり、同じ地域の住民です。だからこそ、先ほど御答弁にありました医療情報ネットナビや多言語コールセンター、市町村の多言語リーフレットなど、これまで整備されてきた仕組みをさらに周知し、利用しやすくしていただくとともに、今後も、機会を捉えて、外国人にとって利便性向上に向けた対策を検討していただきたいと思います。

県におかれましては、熊本に住む外国人の方も安心して医療機関を受診できるようにすること、そして被保険者の一員として公平に、重ねてになりますが、公平に保険料を納付していただくこと、その双方が確保されるよう、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、医療の分野における外国人との共生社会の実現に向けた取組を一層進めていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

地域公共交通の維持に向けた県の取組について

伺います。

私の選挙区である熊本市を中心とする熊本都市圏は、朝夕の通勤通学時間帯を中心に、主要幹線道路での深刻な渋滞が常態化し、県民生活の時間的損失や物流の停滞、環境負荷の増大など様々な悪影響が生じています。このままでは、国内外からの観光客の訪問先やビジネスの投資先としての熊本県の魅力までも損なわれかねず、強い危機感を抱いています。

渋滞解消は、言うまでもなく待ったなしの課題です。県では、木村知事のリーダーシップの下、渋滞解消推進本部を設置し、ハード、ソフト両面から様々な取組を進めていると承知しています。

短期的なソフト対策としては、渋滞対策パートナー登録制度を活用した時差出勤の拡充や自家用車や公共交通機関への利用転換など、県民の意識が変化さえすれば、今すぐ成果が上がる即効策にも積極的に取り組んでおられ、期待をしています。

しかしながら、県民の意識を変化させるためには、公共交通ネットワークに十分な利便性があることが、そもそも大前提であることを忘れてはなりません。熊本都市圏のような都市部においては、単に路線を存続させるだけでなく、通勤通学時間帯を中心に、一定以上の本数による高頻度な運行サービスを実現してこそ、公共交通機関の利用を県民が現実的な選択肢として認識するようになります。

一方で、日本の地域公共交通は、それぞれの交通事業者が独立採算での経営維持を求められているため、利便性の向上が十分に進まないケースが多いことが課題です。例えば、熊本都市圏のバス路線であっても、運転士不足により減便や廃止の対象となり、ダイヤの遅れや車内の混雑も生じています。このような不便がある限り、どれだけ広

報やキャンペーンに力を入れても、公共交通の利用拡大にはなかなかつながりにくいと感じます。バス路線の廃止、減便、さらには赤字経営の交通事業者の市場からの撤退によって公共交通の利便性が低下し、自家用車への依存がますます進み、渋滞が深刻化するという悪循環は絶対に避けなければなりません。

公共交通には、渋滞解消や環境負荷の低減、健康の増進、地域の活力維持など、社会全体にプラスの影響をもたらす、いわゆる正の外部性があります。そのため、公共交通は行政が下支えをしていくべき分野であり、多くの国においても、公共交通を公的に支える動きが世界的な潮流になっています。にもかかわらず、事業者任せで過小供給に陥ってしまうことは大きな社会的損失です。

地域のインフラとして必要なはずの公共交通が不便になる、さらにはなくなるというケースが、都市部、地方部ともに多発していることは、昨今の県議会での同僚議員、先輩議員の皆様の御質疑を聞いても明らかです。これは非常に残念なことだと思います。地域にとって必要なインフラを保障するため、今こそ地元自治体はもちろん、県も積極的に交通事業者に対する経営支援策を充実すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

公共交通が負のスパイラルから脱却するための鍵は、部分最適ではなく、全体最適を図ることです。既に熊本では、共同経営推進室が発足し、バス会社相互の路線やダイヤの調整が進められていますが、車両や運転士という貴重な資源をできる限り効率的に活用するため、会社を超えた連携を強化する枠組みが必要です。

公共交通の再構築に向けて、県では、地域公共交通計画の次期計画を策定中と聞いています。これまでの県議会の質疑においては、公共交通に求められるサービス水準の達成に向けて、既存資源

の最大限の活用と積極的な投資による供給力の強化や利便性の向上、そして、交通連合の創設を念頭に、改革を推進するための運営体制の構築について検討を進めるとの方針が示されました。

この方向性は、公共交通を地域インフラとして維持、強化していく上で重要な視点であると評価をしております。その上で、待ったなしの課題である熊本都市圏の渋滞対策の切り札となるよう、次期計画に具体的な施策として位置づけ、スピード感を持って実行していくことが何より重要であると考えます。

また、交通事業者への経営支援を効果的かつ安定的に実施するため、県、基礎自治体、交通事業者が一体となって、運賃やダイヤ、補助の在り方を協議調整する連携の枠組みとして、交通連合の創設が必要と考えます。

そこでお尋ねします。

次期熊本県地域公共交通計画の策定に向けて、熊本都市圏において、自家用車から公共交通機関への利用転換を図るために不可欠な高頻度な運行サービスの実現やサービス水準の確保について、どのような方針と具体的な関与策を県として検討されているのかを企画振興部長に伺います。

あわせて、次期計画の中で交通連合のような組織の設置をどのように位置づけ、検討を進めておられるのか、現時点でのお考えを併せてお聞かせください。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

**○企画振興部長(富永隼行君)** まず、都市部における公共交通サービス水準の確保についてお答えします。

地域公共交通は、県民生活の基盤であるとともに、県外から訪れるビジネス客や観光客にとっても欠かせない重要な役割を担っています。

そのため、これまで県では、熊本県地域公共交

通計画に基づき、持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築を目指し、鉄道や路線バスの維持などに係る財政支援を行ってまいりました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、自家用車の普及や人口減少による地域公共交通の利用者の減少に加え、近年は深刻な運転士不足により、利用者のニーズがある都市部においても、減便や路線廃止が生じています。その結果、サービス水準の低下が進むという負のスパイラルに陥っており、都市部における渋滞を助長しています。

このため、現在策定作業を進めている次期熊本県地域公共交通計画では、都市部において自家用車から公共交通への転換を促すため、朝夕のみならず、日中もダイヤを意識せずにストレスなく移動できる水準でのサービス供給を目指すことなどを掲げることとしています。

また、人材や車両など、公共交通に関するあらゆる資源がニーズに応じて効率的に配置されるよう、県が主体的に交通事業者と協議を行いながら、例えば、利用者が少ない路線バスについては、ダウンサイジングを後押しし、都市部の利用ニーズが高い路線にその資源を投入するよう誘導を図るなど、効率的かつ効果的な運行に向け検討を進めていくこととしています。

次に、交通連合についてお答えします。

次期計画で掲げる目標の実現には、公共交通網の維持、拡充に加え、例えば、運賃体系や運行ダイヤの統一による利便性の向上などを図る必要があります。そのためには、本県をはじめ熊本市や各交通モードの事業者等が参画する経営体として交通連合を組織し、効率的で利便性の高い運行の実現に取り組んでいくことも有効な手段の一つと考えており、今後、関係者とともに検討を深めてまいります。

県としては、都市部における公共交通の利便性

向上を通じて渋滞解消を図るとともに、公共交通を取り巻く負のスパイラルを是正し、正のスパイラルへの転換を実現するという強い決意を持って取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 企画振興部長に御答弁いただきました。

地域公共交通の現状を人口減少や運転士不足によるサービス低下が都市部の渋滞を助長しているという認識でしっかりと捉えておられること、そして、都市部においては、日中でもダイヤを意識せずに移動できる水準を目指すとの方針が示されました。負のスパイラルから正のスパイラルへと転換をしていくその計画を、ぜひ次期計画の中で、具体的な施策として、スピード感を持って具現化していただきたいと思っております。

一方で、利用者の少ない路線のダウンサイジングや資源の重点化配分は、効率性の観点からは重要であるものの、やり方を間違えれば地域の足を奪いかねない極めて慎重な対応が求められるテーマでもあります。地域住民や市町村との十分な対話の下で、代替手段の確保も含めて丁寧に進めていただきたいということを強く申し添えます。

また、最近、県内のバス事業者において、運賃収入の着服事案が報道されました。このようなことが起これば、県や市が公費を投じて公共交通を支えようとしても、県民の皆様から見れば、本当に適切に使われているのかという不信感につながりかねません。

しかし、裏を返せば、県や市が公共交通施策により深く関与をし、交通連合のような枠組みの中で、ガバナンスやチェック機能をきちんと組み込んでいくことで、経営の透明化や健全性を高めていくことも十分可能だと考えています。その意味でも、交通連合は、単なる税金を入れる器ではな

く、県民から見て信頼できる運行と経営を担保する仕組みとして設計をしていただきたいということ強く期待をいたします。

公共交通の利便性向上を通じて、熊本都市圏の渋滞解消と地域の活力維持双方を実現できるよう、知事はじめ執行部の一層のリーダーシップに期待をし、次の質問に移ります。

中小企業などの民間部門の生産性向上に資するデジタル化の推進について伺います。

T S M C 進出で県内経済が活性している一方で、人手不足、コスト高、継承者不足を抱える中小企業など民間部門においては、生産性向上が大きな課題となっています。

本県でも、人口減少が進む中、様々な産業分野において人手不足を克服し、他の地域に負けない競争力を維持向上させていくためには、デジタル技術を活用した生産性向上の推進が不可欠です。

一方で、現場からは、何から始めればよいのか分からない、I T ツールの効果を実感できない、デジタル人材がそもそもいないといった声が根強くあります。分からない分野に踏み込むには、やはり事前の十分な情報収集や知識の習得に加え、伴走してくれる協力者、支援者の存在が不可欠です。一人で走っているだけでは、正しい方向に進んでいるのか不安になりますし、他社との比較もできないまま独りよがりの取組に陥ってしまう危険性もあります。

一方で、中小企業などデジタル部門のマネジメント層は、今後の地域経済活性化の鍵がデジタル化による効率化、省力化にあることを十分理解をしており、この機を逃せば事業継続が困難になりかねないという強い危機感も共有されています。

こうした中、県においては、デジタル戦略局の設置以降、セミナーや研修、専門家派遣、補助金、実証事業などを通じて、民間部門のD X 支援

に取り組んでこられたと承知をしています。

県においては、これらの取組を意識啓発や機運醸成にとどめることなく、今後さらに、生産性向上に向けた支援を展開していくことが求められているものと考えます。そこで、今後、県内の中小企業など民間部門における生産性向上に向けたデジタル化の支援をどのように進めていくのか、デジタル戦略担当理事にお尋ねします。

[理事阪本清貴君登壇]

**○理事(阪本清貴君)** 令和4年4月に設置したデジタル戦略局では、同年6月に、産学行政連携によるDX推進を目的として、くまもとDX推進コンソーシアムを立ち上げ、様々なイベントやセミナーを実施するなど、これまで、主に機運醸成と優良事例創出の観点から、県全体のデジタル化やDX推進に取り組んでまいりました。

コンソーシアムは、現在700を超える多様な業界の企業等が参画しており、全国的に見ても、最大規模の地方発DX推進組織へと成長しております。

また、コンソーシアムが実施した直近の調査では、DXの必要性を認識している事業者が約8割、既に取り組んでいる事業者が約6割となるなど、県内のDXの理解や機運は着実に高まってきていると認識しております。

一方で、調査では、DX推進の課題として人材の不足を挙げる事業者の割合が約6割と最も高く、必要性は認識しているが具体的に何をすればよいか分からないという意見も見られます。

こうした現状から、今後デジタル技術を生かした生産性向上を推進する上では、それを担う人材の育成、確保とともに、デジタル技術の効果的な社会実装の推進が重要と考えております。

このため、県では、本年7月のデジタル化推進本部会議において、各部局を挙げて、DX人材の

育成、確保とデジタル技術の社会実装に向けた取組をさらに強化していくことを決定いたしました。

デジタル戦略局では、こうしたフェーズの転換を踏まえ、既にDX推進リーダーの育成や企業のマッチング支援等の取組の強化を進めており、他部局においても、現在、関係団体と連携した相談窓口の設置や専門家の派遣、展示会の開催など、それぞれの業種に応じたデジタル化支援の取組が進められております。

また、デジタル戦略局では、人材の育成、確保の強化に向け、DX人材の裾野を広げるとともに、AIの活用など、DXを担う人材のスキルアップを戦略的に進める観点から、将来の即戦力につなげることを目指した大学生の実践的育成や、組織内部でデジタル化を牽引するDX推進リーダーのレベルアップを図る実践的な研修の実施などについて検討を進めております。

さらに、社会実装の強化については、コンソーシアム活動を発展させ、ワーキンググループの設置による会員ネットワークの強化や、商工団体等の支援機関と連携したデジタル技術の導入支援など、産学行政連携による取組をさらに強化していくことも検討しております。

引き続き、各部局や関係団体等と緊密に連携しながら、県内中小企業など民間部門の生産性向上に向けたデジタル化の支援をしっかりと進めてまいります。

[星野愛斗君登壇]

**○星野愛斗君** ただいま、デジタル戦略担当理事から、これまでの取組と今後の方向性について御答弁いただきました。

コンソーシアムの設立や人材育成、社会実装に向けた方針を打ち出し、全国でも大きな規模で動いていただいていることは、県としての問題意識

の強さが伝わってくる取組だと感じています。

御答弁にもありましたように、人材が足りない、必要性は分かるが具体策が見えないという悩みが大きいからこそ、県にはセミナーや研修を増やすだけではなく、例えば、企業規模や業種ごとに、まずはここに相談をすればよい、次に、この支援を使えばよいという入り口の分かりやすい道筋を整理して示していくことが求められているのではないのでしょうか。

あわせて、支援を受けた結果として、どの程度、例えば、残業時間が減ったとか、売上げや利益率がどう変化したのかといった生産性向上の具体的な成果をきちんと見える形で示していくことも重要だと思います。

そうした具体的な事例が見えてくれば、うちもやってみようという次の一歩につながります。民間部門におけるデジタル化の推進による省力化、効率化の進展は、経済社会全体の拡大成長のために必要不可欠な取組であり、まさしく待ったなしの状況です。

今後も引き続き、県として様々な角度から民間部門のデジタル化を支援する取組を進めていかれるよう要望いたします。

5つの質問が終わりました。

最後、要望となります。

これは、常任委員会でも話題に上がりましたが、期待の声もありますので、改めて要望という形で述べさせていただきたいと思います。

熊本武道館の利便性向上に資する取組継続についての要望です。

公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会が、今年9月に公表した提言書では、県有スポーツ施設のうち熊本武道館について、当面は改修により対応することが最も適当であり、他の施設の整備の優先順位にかかわらず、早急に取組を進

めるべきであると方針が示されました。

これを受けて、県では、熊本武道館の改修に向けた調査設計の予算措置を行い、空調設備の設置やLEDの照明への切替え、また、2階の男女のトイレ、1階及び3階の男女シャワー室の内部改修などを進めることとされており、日頃から剣道や柔道等に励む利用者の皆さんにとっては喜ばしい出来事だと思います。

本県は、言うまでもなく武道県であり、剣豪宮本武蔵が晩年を過ごし、柔道の創始者嘉納治五郎が旧制第五高等学校の校長として赴任するなど、武道の歴史と深い縁を有しています。そうした尚武の国熊本の象徴としての熊本武道館は、競技大会や昇段審査、講習会、青少年向けの武道教室など幅広く活用され、子供から社会人、県警の皆さんまで、多くの県民が心身を鍛える拠点となってきました。

こうした歴史と役割を踏まえれば、今回の改修を単なる老朽化対策にとどめることなく、工事完了後も、指定管理者や利用者の方々と十分に連携、協議をし、利用者目線に立った運営改善を重ねることで、県民にとって使いやすく、また県内外や海外からの選手をお迎えする際にも胸を張って誇れる施設として磨き上げ、今後もその機能充実と利便性向上が着実に図られますよう、ここに強く要望をいたします。

以上で今回用意をした質問と要望が終了いたしました。

これまで結構時間がいっぱいいっぱいになることが多くて、今日はちょっと予想以上に早かったので、びっくりしています。準備をしていますが、なかなか思うようにいかないことが多いなというふうに思います。だからこそ準備が大事であり、今回の豪雨災害を含めて、今異常気象が起きていますけれども、防災・減災の対応、そういったも

のは幾らあっても切りがないんだなというふうに思います。

財源問題も大事だと思いますが、改めて、知事、財政についてよろしく願いをいたします。

今回、4回目になりましたが、このようになかなかうまくいかない。また、次もしっかりと準備をして対応していきたいというふうに思います。

県財政の問題や外国人との共生に関する課題など、日頃の私の政治生活の中で様々な方からの今回御意見や要望を踏まえて、質問、要望をさせていただきます。

県議会議員としての任期は、既に折り返しを過ぎました。これまでも私を支えてくださった地域の方々に感謝申し上げますとともに、執行部の皆様、議員各位に対しましても感謝を申し上げたいと思います。

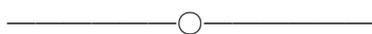
今後とも、諸先輩方の御指導御鞭撻を仰ぎながら、よりよき県政のために尽力をしてみたいというふうに思っております。この熊本の明るい未来を照らす存在になれるよう努めてまいりますので、今後とも御指導御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

本日は、御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時8分休憩



午後1時8分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

山口裕君。

〔山口裕君登壇〕(拍手)

○山口裕君 皆様、こんにちは。上天草市選出・

自由民主党・山口裕でございます。発言通告に従い、早速質問に入ります。

令和7年8月10日から11日にかけて、熊本地方と天草、芦北地方において、線状降水帯が発生し、広い範囲で猛烈な雨が降り続けました。さらに、大潮の満潮と重なったことで自然排水が機能せず、八代市や玉名市など沿岸部では、広範囲にわたる内水氾濫が発生し、県内では4名の貴い命が失われるなど、甚大な被害が発生させました。

上天草市では、8月11日に大雨特別警報が発表され、松島では、1時間に123ミリの猛烈な雨を観測、記録的短時間大雨情報が発表されました。人的被害はなかったものの、床上、床下浸水など743棟の住家に被害が及び、さらに、観光業や建設業など幅広い産業分野に加え、道路や河川等の公共施設、農地や農業用施設などにも甚大な被害を生じ、住民生活に深刻な影響を及ぼしています。

天草地区は、急峻な地形で平野部が少なく、河川が短いという特性に加え、海に面した低平地が点在しています。また、海水面より地盤が低い土地が多くあります。このため、今回のような記録的な大雨が降ると、河川や排水路に一気に雨水が集まり、排水機能を超えてしまうことで内水氾濫が発生しやすい特性があります。

松島町合津では、宅地や農地に加え、避難所として指定されていた松島総合センター「アロマ」までもが浸水し、住民の安全確保に大きな支障を来しました。

農業用排水機場については、農地の浸水被害を防止するためのものであることは十分認識しているところですが、地域の防災にも役立つ重要な施設であり、早期の復旧と強靱化が強く求められています。

住民からは、元の場所で生活再建に踏み切れな

いとの切実な声が寄せられており、住民の不安を軽減するためにも、県と市が連携し、復旧の状況や将来像を住民に示すことが重要と考えられます。

農業用排水機場に関して、関係機関と連携、調整を図りながら、施設の早期復旧を行うとともに、再度の災害防止に向けた浸水対策について検討を進めることが重要です。

また、河川整備については、現在、合津川で河道拡幅などの整備に向けた用地取得が進められるところで、さらなる浸水被害の軽減のためには、土木部と農林水産部が連携して対策を強化することが重要です。

さらに、今回の記録的な大雨に対しては、ハード、ソフト両面での対策が必要であり、こうした取組を実効性のあるものとするためには、県と市町村が一体となり、県からの技術的助言に加え、地域特性に応じた浸水対策を講じていくことが求められています。

そこで質問です。

今後の復旧、復興に向け、県として、市町村とどのように連携を強化し、今回の大雨や地域特性を踏まえた浸水対策をどのように進めていくのか、知事にお尋ねします。

次に、被災事業者への支援についてお尋ねいたします。

今回の豪雨では、中小の事業者にも甚大な被害が発生しました。県が関係団体から被害報告を基に推計した被害額は、9月25日時点で、商工業、観光業、交通関係を合わせて約3,300社で、約283億円となっています。

上天草市においては、10月30日現在、25の業種において283件となっており、被害総額は17億9,300万円余に上ります。また、観光事業者にあつては、キャンセル被害が1,384件、9,700万円余

に上ります。

被災地支援については、被災した住民の生活基盤の再建とともに、被災した事業者の事業再建に向けた支援が必要と考えます。これまで、住民の身近な事業者として、また、地域を支えてきた事業者として被災を乗り越えて事業を再建していただくことが、地域の活力を再建することにつながります。

今回の災害からの復旧、復興に向けて、執行部におかれましては、県議会や県選出国會議員の皆様とともに、国に対し緊急要望等を行うなどしてこられました。11月27日に、知事が高市総理大臣と面談された折には、総理から、8月の豪雨で被災した県の中小企業への支援に取り組む考えを示されたとの報道もありました。執行部のこれまでの御尽力に感謝すると同時に、被災事業者に一刻も早く支援策を示すことが重要であると思えます。

そこで質問です。

被災事業者に対する支援について、知事にお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 山口議員から、令和7年8月豪雨への対応について御質問いただきました。

まず、地域特性を踏まえた浸水対策についてお答え申し上げます。

今回の豪雨では、県内7市町に大雨特別警報が発令され、記録的短時間大雨情報が15回も発表されるなど、県内5つの観測地点で、1時間雨量が、過去観測開始以来最高となる豪雨を記録いたしました。

この記録的な豪雨が大潮の満潮時に重なったことで、上天草市松島地区をはじめ県内各地の低平地では、河川や内水氾濫により道路の冠水や、また、多くの家屋、事業者などの浸水被害が発生い

たしました。私自身も、被災現場に出向き、県民の皆様の財産や生活環境、産業活動にもたらした被害の甚大さを痛感したところでございます。

今回の被害に早急に対応し、再度災害防止にもつなげるため、河川管理者の土木部と農地の浸水対策に取り組む農林水産部が、内水対策を担う市町村とともに、浸水被害の軽減に向けた検討会を翌9月から始めております。

検討会では、地形や土地の利用状況、自然環境などの地域特性を踏まえた被害状況やその要因などについて分析、協議を進めております。その中で、河川整備の加速化、排水機場の耐水化、避難体制の確保などの課題を確認しており、年度内にハード、ソフト両面から、今後有効な対策を取りまとめるとともに、直ちに実施可能な対策については早急に取り組んでまいります。

具体的には、次の出水期までに、河川の流れを阻害している堆積土砂の撤去、排水機場の暫定稼働に向けたポンプ、電気設備の修繕などを行います。

次に、低平地対策としては、市町村が行う排水ポンプの整備と合わせた河川改修や排水機場の耐水化のための防水扉の設置などに取り組んでまいります。

さらに、ソフト対策としては、確実な住民避難につなげるための河川監視カメラの増設や内水ハザードマップの作成に関する技術的支援を行うとともに、排水機場が被災した場合に備えた緊急時の行動計画、いわゆるBCPの見直しなどの充実も図ってまいります。

今回の豪雨災害を教訓として、地域特性を踏まえ、ハード、ソフト一体となった対策を県と市町村が一丸となって、しっかり取り組んでまいります。

続いて、被災事業者への支援についてお答え申

し上げます。

先日の城戸議員からの御質問に商工労働部長が答弁したとおり、県では、被災された中小企業者に対する支援として、8月11日の特別相談窓口の設置を皮切りに、9月17日に新たな県融資制度による資金繰り支援を開始するなど、初期の段階から可能な対策を順次進めてまいりました。

並行して、私は、発災直後から、上天草市をはじめ各地域の被災現場を訪問し、直接工場や店舗の被災状況を確認するとともに、事業者の方々から、再建に向けた意欲あるいは不安の声を伺ってまいりました。こうしたお声も踏まえ、被災中小企業者の事業再開には、熊本地震や令和2年7月豪雨の際と同様に、施設や設備の復旧を強力に支援する新たな補助制度の創設が不可欠と判断しました。

そこで、8月28日の緊急要望において、県議会や県選出国会議員の皆様方とともに、チーム熊本として特別な財政支援を国に要望いたしました。

しかしながら、被災規模に応じて被災支援措置が適用される現行の国の制度では、今回のような線状降水帯による局地的かつ多発的な被害が特徴の災害には十分対応できていない現状がございました。このため、局地激甚災害、いわゆる局激指定の場合に措置される自治体連携型補助金について十分な財政措置が図られるよう、引き続きチーム熊本が一丸となり、あらゆる機会を通じて国への要望活動を重ねてまいりました。また、事務レベルでも、被災中小企業者ごとに、復旧に要する費用を丹念に調査して、関係省庁との協議をもう繰り返し繰り返して行ってきたところでございます。

これらの取組が結実いたしまして、先ほど議員から御指摘いただきました先月27日に、高市首相から、被災した中小企業者をしっかり支援してい

くという力強いお言葉をいただきました。そして、翌28日に、本県の要望額に応じた関連予算が盛り込まれた国の補正予算案が閣議決定されました。まさに熊本スペシャルと言える支援策と認識しております。

これを受け、本日、この補助金を活用した被災中小企業者の復旧支援に係る補正予算を追加提案させていただきたく思います。これにより、なりわい再建支援補助金と同等の支援内容が確保できる見込みです。

発災から4か月を経過し、待ち望んでおられる中小企業者の方々を一日も早く支援するため、県議会の御理解をいただいた上で、年内には商工団体や市町村の協力の下に、被災中小企業者向けの説明会を開催し、希望を持って年を越していただき、年明け以降できる限り早期の申請受付開始を目指し、引き続き全力で取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 知事、被災事業者の支援について、本当にありがとうございました。もう迅速に対応いただいたことに心から感謝いたします。何よりも、住民の生活再建とともに、事業者の事業再建が地域の鍵です。このことに対処できる環境を与えていただいたことに感謝いたしますし、そして、何より上天草市にあっては、発災当初から、木村知事、そして竹内副知事をはじめ県執行部の皆様、上天草市に御来訪いただいて、状況をつぶさに聴き取るとともに、その上で、排水機場の対応も決めていただいたと、本当に感謝しております。そしてまた、様々な分野の職員さんに御支援をいただきました。この場をお借りして感謝を申し上げます。

今回、被害対応において、行政や政治が求められていることは、被災した住民の不安を取り除くこと、検討等を通じて取りまとめられた対策を通

じ、住民に安心感をもたらすことが何より重要であります。

今後も様々な御苦勞があると思いますが、土木部、農林水産部、そして上天草市、一体となって取りまとめに奔走していただきたいとお願いいたします。

続きまして、熊本天草幹線道路についてお尋ねいたします。

今回の豪雨災害によって、国道266号では、上天草市、松島町合津にあります天草ビジターセンター前ののり面が崩れて国道に土砂が流れ込み、通行ができなくなりました。これに即応して、天草広域本部、そして災害協定を締結している熊本県建設業協会の皆様の御尽力により、発生から17時間後に交通規制が解除されました。

関係者の皆様には、祝日にもかかわらず、迅速に復旧作業に対応していただき、感謝申し上げます。

このほかにも、国道324号の上天草市松島町合津から今泉地区においても、道路の冠水が発生し、応急の仮設ポンプや樋門操作によって、交通規制から約24時間、水が引くまで丸1日を要したところでした。

このような状況にあって、住民の救出活動や移動に貢献したのが、熊本天草幹線道路でした。交通規制により通行できなかった国道324号の代替路として、リダンダンシー効果を存分に発揮したところでした。

現在、熊本天草幹線道路は、県施工区間では、大矢野道路及び本渡道路Ⅱ期が事業化され、整備が進められているところです。今回の豪雨災害を経験して、ダブルネットワークの重要性を強く痛感したところでございますが、大矢野道路、そして、既に開通している松島有料道路のはざまの区間の整備の見通しについて、亀崎副知事にお尋ね

します。

次に、国道、県道の強靱化についてお尋ねします。

国道266号は、天草市牛深から熊本市に至る主要な幹線道路です。上天草市の区間は、大矢野町から龍ヶ岳町を貫く生活道路としての機能も有しています。この道路が、今回の豪雨災害によって、上天草市姫戸町牟田から松島町阿村にかけて、約4キロメートルにわたり、丸2日間、全面通行止めとなりました。山腹崩壊による土砂崩れが1か所確認されていますが、今回の被災状況を振り返ると、急峻な山と不知火海を貫くこの区間では、大量の雨が沢に流れ込み、土砂を伴って道路上に流出したことが交通障害の原因でした。

今回の被災状況を踏まえると、沢から流れ出る土砂を食い止める手だてが必要と考えますが、その方策について、土木部長にお尋ねします。

次に、国道266号の大矢野町中江後地区は、今回の災害で冠水により全面通行止めとなりました。この地区は、潮位と雨量によっては常態的に冠水する地区です。現在、歩道整備が進められていますが、いまだ完成していない区間の事業を推進するとともに、内水対策を上天草市と連携し、常態的に発生する冠水を解消する必要があります。

また、路肩崩壊により、いまだ全面通行止めが解消されていない主要地方道松島馬場線についても、早期に事業着手していただき、通行止めを解消する必要があります。

このほかにも、県道に沿って流れる教良木川からの越水により県道の舗装が剥がれ、一時通行がかなわなかったところがありました。また、教良木川に設置された砂防施設の越水により、そこから下流域の路肩が崩壊しているところや、県道教良木知十港線では、川の越水によって交通が遮断

されました。こうした事態に陥らないよう、国道、県道の強靱化を強力に推し進めていく必要があると思いますが、国県道の強靱化について、土木部長にお尋ねします。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事(亀崎直隆君) 熊本天草幹線道路の整備は、天草地域の90分構想を実現し、災害時における代替ルートを確認する上で重要な課題であると強く認識しております。

国の施工区間では、宇土道路や宇土三角道路などの整備を着実に進めていただいております。また、県の施工区間におきましては、松島有料道路や三角大矢野道路など、既に約18キロメートルの区間が開通し、ダブルネットワークの効果を発揮しております。

現在、大矢野道路と本渡道路Ⅱ期の整備を進めるとともに、現道の天草五橋の区間につきましても、健全性を維持向上させるために、耐震対策については完了し、長寿命化計画に基づく補修にも取り組んでおります。

議員御指摘のとおり、本年8月の豪雨におきましては、国道266号で、代替路のない天草2号橋から3号橋の間でのり面が崩壊し、また、松島地区におきましては、大規模な冠水の発生によりまして道路が一時不通となりました。この結果、地域の人流、物流に大きな影響が生じましたが、その中で、既に開通しております松島有料道路などが、この冠水した国道324号の代替道路として機能し、災害時の迅速な救助活動を支えました。これにより、熊本天草幹線道路のリダンダンシー機能が災害時の支えとなったことを改めて実感し、その重要性を再認識したところでございます。

議員御質問の大矢野道路と松島有料道路の間の区間に関しましては、当該地域が雲仙天草国立公園の一部であることから、景観や環境への影響を

考慮しながら、複数のルート帯の案について詳細な検討を行っております。特にこの区間は、海域に点在する島々を結ぶルートとなるため、海象条件や橋梁等の構造物形式、事業規模など、技術的な課題が多岐にわたりますが、これらを総合的に評価し、最適なルート帯の案を導き出すべく、検討を続けております。

今後は、この区間の事業化も見据え、さらに整備を加速させるため、天草五橋の健全度も含めまして、新たな道路の具体的な検討を行う技術検討会を設置しまして、技術的課題や優先整備区間の峻別など、計画の具体化に向けた取組を一層強化していく所存でございます。

この区間の対策は、まさに待ったなしの状況であると認識しております。現道の安全性を確保しつつ、時間的緊迫性を持ってこの取組を進めてまいります。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

**○土木部長(菰田武志君)** 国県道の強靱化についてお答えします。

議員御質問の国道266号の上天草市姫戸町から松島町間では、記録的な豪雨による山腹崩壊に伴い、沢部から約4,000立方メートルにも及ぶ大量の土砂が道路に流入したため、地元建設業協会の御協力の下、2日間にわたって懸命な道路啓開活動が行われ、通行止めを解消できました。

この道路は、沿線地域における唯一の幹線道路であり、緊急輸送道路にも指定され、住民生活や経済活動など、人流、物流に不可欠な路線です。そのため、土砂流入により被災した道路施設や道路のり面の早期復旧を図るとともに、再度の土砂流入に備えた土砂止め施設の設置を検討しています。

次に、国県道で発生した路面冠水や河川の越水等による道路施設の被災につきましては、内水対

策を行う上天草市などとの連携強化や被災施設の速やかな復旧などに取り組んでまいります。

加えて、前の御質問に関連しますが、代替路のない天草2号橋と3号橋の間で発生した国道266号のり面崩壊の復旧に当たりましては、道路の安全性を確実に確保する観点から、被災箇所以外も含めて一体的な対策を実施することで、再度災害防止に取り組んでまいります。

また、今回のような大規模な災害を踏まえ、各地域の幹線道路の迅速な道路啓開は道路管理者としての責務であり、撤去する土砂の仮置場の確保など様々なケースを想定し、必要となる活動の準備を進めてまいります。

さらに、県としましては、現在策定中の国土強靱化地域計画の施策に、道路ネットワークや道路防災施設の整備等を位置づけることとしており、県民の安全、安心を守る国県道の強靱化にしっかりと取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

**○山口裕君** 御答弁いただきました熊本天草幹線道路につきましては、実は、亀崎副知事におかれては、以前からすごく関心高くこの事業に取り組んでいただいております。その思いも込めて質問をぶつけたわけであります。

令和7年11月12日に開かれた参議院予算委員会で、本田顕子参議院議員から、幹線道路ネットワークの整備についての質問が金子国土交通大臣に向けて行われたところであります。高規格道路を一つの材料として取り上げ、災害の側面からも、ダブルネットワークの重要性を今回の国道324号の被災を例に挙げて発言されたところです。しっかりと計画の具体化、一層強化していただいて、私たちに朗報を届けていただければありがたいと思います。

そして、今回被災を経験して、道路を閉塞させ

ない取組、これは誠に重要だと思いました。私も、様々な被災地を発災当時から見て回りましたが、現場に行くのに道路がなかなか通じていない、そんな状況がありました。今後、国土強靱化の事業を通じて、様々なメニューに盛り込んでいただけると拝聴しましたので、今後の強靱化の取組に大きな期待を寄せております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、地域未来創造会議についてお尋ねします。

木村知事は、市町村との連携強化を県政の基本方針に置かれ、県内45市町村と地域の未来像を共に描き、その実現に向けて、県、市町村が連携して地域ごとに個性ある取組を推進するため、昨年度、地域未来創造会議を設置されました。私も、天草地域で開催された会議に出席し、知事並びに堀江市長、馬場市長、そして山崎町長との率直な意見交換を拝聴させていただきました。

これまで、県下各地域においても、様々な議論が展開されていると伺っているところであります。未来創造会議は、長く行政の立場から地方に活力を生み出してきた木村知事が、県内全ての市町村長と率直な意見交換を行い、また、各地域の未来に対する思いを伝えることを通じて、市町村長と思いを共有し、具体化したいとの意気込みが感じられ、とてもよい取組だと考えます。自治体を預かる市町村長の皆様も、よりよいふるさとをつくり上げたいとの思いも大いに理解するところではあります。

このようなことを踏まえれば、この地域未来創造会議には、県民をはじめ、特に市町村長から大いなる期待が寄せられており、引き続き、県下各地でしっかりと議論を深め、事業の推進につなげてほしいと思っております。

そこで、これまでの地域未来創造会議を振り返

るとともに、今後どのように推進していかれるおつもりか、木村知事にお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) お答えいたします。

私は、それぞれの地域が持つ個性豊かな資源を地域一体となって磨き上げていくことが地域振興につながっていくと考えております。そのような考えの下、私自身も、各地域の現場に身を置いて、そして市町村長の皆様の御意見をしっかりと拝聴して、共に取り組むために、市町村に地域未来創造会議の開催を提案いたしました。

昨年度の会議では、議員からも御指摘いただきましたように、私も、市町村長の皆様方と直接それぞれの地域に対する思いを率直に語り合い、地域の未来につながる有意義な意見交換ができたと感じています。その中で語り合った事柄は、県と市町村の担当部局間で共有し、課題や今後の進め方を整理するとともに、課題解決に向けたフォローアップも進めているところでございます。

今年度は、明日開催予定の阿蘇地域を皮切りに、昨年度の議論やフォローアップなどを踏まえ、地域で共通する課題について、地域の未来づくりに向けて、具体的にしっかりと議論を交わりたいと考えております。

また、鹿本地域、上益城地域では、民間からも参加いただくシンポジウム形式で開催して、地域の未来を住民の皆様も巻き込んで一緒に議論していくこととしております。

一方で、地域未来創造会議での議論を踏まえ、関係市町村が連携し、地域振興に向けた具体的な取組も始まっている地域もございます。例えば、議員の天草地域におかれましては、海に囲まれた美しい景観や豊富な水産資源、キリシタン関連の歴史、文化といった地域の魅力にあふれていますが、人口減少による担い手確保が課題であり、昨

年度は、二地域居住について活発な議論が交わされました。今年度は、この二地域居住の具体化に向けて、天草市や苓北町で基本的な方針や交流拠点等の整備を定める市町計画の策定が進められております。

県としても、それに連携する形で、天草地域を重点区域とする県計画の策定準備を進めているところでございます。加えて、このような地域振興策の実現に向けた調査検討に活用できるよう、くまもと未来づくりスタートアップ事業を新設し、取組をしっかりと後押ししております。県が市町村同士をつなぎ、支援することで、単独の市町村の取組だけでは得られない地域としての大きな成果を上げられているのではないかと考えております。

この地域未来創造会議での議論を契機として、県と市町村が一体となって、地域ごとの個性ある振興策に取り組み、地域の力を結集して、持続的で活力に満ちた地域の未来をつくり上げてまいります。

〔山口裕君登壇〕

**○山口裕君** 私は、未来を創造するという言葉に、前向きで力強く大きな期待を抱いてしまいます。どうすれば、今社会が抱える課題、問題を克服できるのか、そして、その上で未来をつくり上げる取組を生み出すことができるのか、まさにこの未来創造会議にかける思いというのは知事と同じであります。

一方で、これまでの経過、会議や事業について、市町村においては受動的な受け止めとなっていないかと心配をしております。議論や事業を通じて、市町村においても、能動的な取組となるよう担当部局には配慮いただき、この会議に関わる全ての人々が主体的に関与することができるよう御注力をお願いしたいと思うところです。

次に、台湾訪問の成果とイノベーション創発エリアの県の関与についてお尋ねいたします。

先月24日、知事は台湾を訪問されました。私も、昨年、県議会議長として、知事とともに台湾を訪問し、TSMC本社やITRI、国立陽明交通大学などで意見交換をさせていただき、非常によい機会となり、特に、産学連携や人材育成の重要性を再認識したところです。

今回の訪台の目的は、TSMC本社への第2工場の着工のお礼、企業誘致セミナー、タイガーエアへのチャーター便の運航のお礼と聞いていますが、今回の訪台の成果についてお尋ねします。

次に、サイエンスパーク構想については、現在、事業推進パートナーの公募手続きが進められています。12月1日が提案書の締切りでしたので、既に提案書が提出されたものと推察しますが、今回の公募は、長期にわたる重大プロジェクトの県との連携パートナーの選定であることから、今後の動向を注視してまいります。

今回の公募は、官民連携によるイノベーション創発エリアの整備とパークマネジメント法人の設立がメインであり、民間の知見とノウハウを最大限活用することが大きな特徴と言えます。ただ、私は、民間任せにはいけないと考えています。あくまで県が掲げるビジョンの実現のため、民間の力を最大限活用するものであり、県としても主体的に関わっていくべきであり、力を尽くしていかなければならないと思います。

特に、大学や研究機関の誘致による産学連携拠点の整備については、大きな収益を見込めない分野であり、資金回収面に大きな課題が生じる可能性があります。そうした分野において、民間の力だけでは運営が困難であることが見込まれますので、県としての財政面も含めた積極的な支援が求

められていると考えています。

そこで、官民連携で整備するイノベーション創発エリアへの県の関与の方向性について、現時点での知事のお考えをお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、台湾訪問の成果についてお答えいたします。

私は、先月24日、TSMC及びタイガーエア台湾の幹部の皆様と面会するとともに、台北市内で開催した企業誘致セミナーに参加してまいりました。TSMCには、高野議長とともに訪問し、对外投资や産学連携の担当幹部の方々と面会いたしました。面会では、まず、第2工場着工のお礼を申し上げた後、本県が進める渋滞対策の取組やくまもとサイエンスパークの取組について御説明し、意見交換を行いました。幹部の皆様には、本県の取組に御理解いただくとともに、今後の熊本への投資意欲も直接感じることができ、非常に有意義な会談となりました。

また、タイガーエア台湾への訪問については、熊本国際空港株式会社の山川社長とともに、黄会長とお会いし、12月23日から新規就航する台南線、高雄線について、今後、よりよい路線とするための前向きな意見交換を行いました。また、今後さらに連携を強化し、引き続き本県と台湾との交流促進を図っていくことを確認したところで

台北市での企業誘致セミナーは、本県としては10年ぶりの海外でのトップセミナーであり、約120名もの多くの方々に御来場いただきました。セミナーでは、熊本からは、熊本県立大学の黒田理事長、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリングの迫田TEC長に御登壇いただき、本県へのさらなる企業集積に向けて、産学官連携や人材育成の取組、くまもとサイエンスパークの取組等

について、力強くPRしてまいりました。

今回の訪問では、多くの台湾企業の皆様と直接意見交換ができ、熊本への関心の高さを改めて感じました。今後もできる限り現地を訪問し、私自身先頭に立ち、台湾との経済交流の拡大に取り組んでまいります。

次に、くまもとサイエンスパークにおけるイノベーション創発エリアへの県の関与についてお答え申し上げます。

くまもとサイエンスパークの実現に向けては、現在、県と連携して事業を推進する民間事業者のパートナーの選定手続を行っているところです。今後、有識者等による提案内容の審査を経て、県との連携内容を協議の上、協定を締結する見込みです。

今回の事業推進パートナーの役割の中でも、特にイノベーション創発エリアの整備については、民間の知見やノウハウ、さらにはスピード感を期待しており、くまもとサイエンスパークの成功に向けた基盤となるものと認識しております。

このイノベーション創発エリアの整備に当たっては、議員御指摘のとおり、官民連携を前提としています。モデルとする台湾のサイエンスパークは、国の管理局の大きな権限の下、成功を収めており、本県においても、いわゆる私ども官の役割は非常に重要であると考えています。そのため、県としても、主体的かつ持続的に関わっていく予定です。加えて、イノベーション創発エリアの整備地となる自治体の協力も不可欠となります。具体的な官民連携の在り方については、選定された事業推進パートナーの意向や提案内容を踏まえ、熊本の未来にとって最善なパートナーシップの在り方や支援の内容を協議する予定でございます。

くまもとサイエンスパークは、熊本の10年、20年先を見据えた長期的プロジェクトであり、将来

の産業施策を支える戦略的な基盤となるものです。今後、県の積極的な関与の下、事業推進パートナーや地元自治体とも連携し、一日も早くまもとサイエンスパークの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 知事におかれましては、必要に応じて台湾を訪問していただいて、熊本の半導体産業のベースとなる礎を築いていただきたいと思います。

そして、私は、実は知事ともお話をさせていただいたことがあるんですが、イノベーション創発エリアにすごく関心を寄せております。そういった中で、私なりに国内の研究機関についてちょっと学ばせていただきました。私が学んだのは、沖縄科学技術大学院大学であります。いわゆるOISTであります。この研究機関には、様々なドクターが集まり、そして、その上で様々な研究を重ねて、新たなものを生み出していく、そんな機運が漂っています。

昨年度も、半導体の製造にあって、かなりの電力を使うんですが、それを最小化させる技術を確立させたところです。実は、このOISTの創設に深く関わった人物を紹介します。それは、尾身幸次元衆議院議員であります。第一次小泉内閣において、内閣特命沖縄北方担当大臣を務められました。そして、第一次安倍政権において、財務大臣をお務めになった方です。この尾身幸次さんが生涯を通じて訴えられたのは、科学技術立国論であります。このことに触れますと、OISTをつくったその経過、そして、今やもう名誉博士として、OISTの皆さんから感謝を受けるその立場。もうお亡くなりになりましたが、こういった政治の意思が結実させた一つの例ではないかと思っております。

木村知事におかれましては、このイノベーション創発エリアを生み出すにはかなりの御苦労があると推察されますけれども、そのバイタリティーで、しっかりとつくり上げて、熊本の100年の未来を築いていただければと思っております。しっかりと応援してまいりますので、どうぞ頑張ってください。よろしくお願いいたします。

次に、海を育む取組についてお尋ねします。

近年、海域環境の変化等により、漁業を中心に事業環境が大きく変化しており、養殖漁業においては、頻発する赤潮等の影響により甚大な被害を受けているところです。

そのような中、国においては、交付金事業を通じて有明海再生の後押しを開始され、海底耕うんや覆砂、藻場造成などの取組が進められています。今回、海を育む取組として、藻場造成の取組を充実してほしいと考え、質問いたします。

有明海・八代海等総合調査評価委員会の見解によれば、赤潮の発生件数の増加、大規模化の原因として、海域の富栄養化、成層化が確認されています。このほかに、海域の浄化能力の低下等の影響が示されているところです。

今回の国の交付金事業においては、事業の対象が有明海沿岸に限定されているところですが、藻場造成の事業を県下全ての海域に広げることができないかと考えます。藻場は、魚介類の餌となる小型の動物が生息し、また、魚介類の産卵の場でもあり、多くの魚種の稚魚を育む重要な役割を担っています。

また、過剰な栄養塩を吸収、滞留、循環させ、光合成による酸素の放出、二酸化炭素の吸収、固定により海の環境を整える役割を担っています。また、最近では、海藻が健康食品としての評価が高まるとともに、医療や化粧品としても利用されているところです。

このように多くの恩恵をもたらしてくれる藻場の造成の取組を拡大させ、需要に応え得る状況をつくり出すことができないでしょうか。

また、これまでの取組は、漁業関係者や教育の一環として取り組まれてきていますが、藻場造成の取組を県民全体の取組として発展させるべく、周知並びに事業を推進させることができないか、知事にお尋ねします。

[知事木村敬君登壇]

**○知事(木村敬君)** 食のみやこ熊本県を世界に向けてアピールしていく上でも、本県の有明海、八代海、天草灘の恵みである水産物は欠かせないものでございます。その水産物を安定的に供給する上で、海の揺り籠とも呼ばれる藻場は、産卵や生育の場としての機能に加え、餌場としても利用されるなど、大変重要でございます。

しかしながら、平成30年から令和2年に国が行った調査によると、本県の藻場面積は4,254ヘクタールで、約30年間で30%程度減少しているところでございます。

このような状況の中、県では、国の漁場整備事業を活用し、平成元年以降、約110ヘクタールの藻場を造成してきました。漁業者による海藻の移植や増殖などの取組も積極的に支援しています。

この結果、天草市五和町地区では、平成23年にゼロまで減少したトサカノリの漁獲量が、令和5年には過去15年間で最高となる144トン、生産額は1億2,800万円に達するなど、漁業者の収入につながる成果も生まれております。

さらに、県では、漁業者の収入にもつながる藻場造成を加速化するため、トサカノリやヒジキなど食用海藻の増やし方、ウニなどの食害生物の活用方法をまとめた増殖マニュアルの作成を進めているところでございます。

また、近年、地球温暖化が世界各地で深刻化す

る中、藻場の持つ水中の二酸化炭素を吸収する機能が世界的にも注目され、吸収した二酸化炭素を有償で取引するブルーカーボンクレジット制度も開始されています。

県内では、天草市や芦北町において、漁業者、地域住民、学校、企業、行政などが力を合わせて造成したアマモ場が吸収する二酸化炭素について、今年3月、県内で初めてブルーカーボンクレジットの認証を受けました。この制度を活用しながら、地域で藻場造成を継続していく新たな挑戦が始まっています。

県としては、引き続き、このような取組を支援するとともに、藻場に関する情報を広く伝えていくことで、より多くの県民の皆様に参加していただける活動へと広げてまいります。

豊かな海を育む藻場は、本県の大切な財産です。その大切な財産を次の世代に引き継いでいけるよう、県民の皆様の理解も深めながら藻場造成を進めてまいります。

[山口裕君登壇]

**○山口裕君** 有明海、八代海の再生を政治目標として掲げる私にとって、木村知事並びに竹内副知事のこれまでの言動、取組に、実は大変心強さを感じている一人であります。皆さんも御承知のように、最近では、赤潮対策の取組がスピード感を持って取り組まれていることが一つの証左でありましょう。

これまで、藻場造成については、水産振興課を中心に取り組まれております。以前まとめられた増殖マニュアルも大変しっかりしたもので、これが広がれば、今は海藻の豊かな熊本県の海域になっていたんじゃないかなあというふうにも考えますが、それを更新して、また新たに様々なプレイヤーが参画できる形に取りまとめられているようであります。

今後とも、我々は、有明海、八代海の恩恵を享受するとともに、今後は、海を育むそんな環境保全の取組をしっかりとやっていかなければならない。そういったことにもしっかりと視点を触れて、知事、そして副知事にも頑張っていただければありがたいと思っております。

何よりも、私たちが、この地域の特性を生かした進行、歩んでいくその方針は、何年歳月を経ても変わることはないと思っております。どうぞ、皆さんの協力も得ながら、県下において、藻場造成の取組、そして海を育む取組が広がることを願っております。

次に、上天草高校の魅力化についてお尋ねいたします。

県下各高等学校においては、これまで、学校の魅力を広く周知させるべく、スクールポリシーの作成を行うなど魅力化を推進してこられました。高校を志願する生徒に向けて、また、保護者並びに地域に向けて、各学校の方針を伝える機会であったと思います。しかしながら、多くの県民に理解されているとは言えず、取組による効果は限定的と思われる。

そこで、今回、高校の魅力化の実現に向けて、具体的に地域資源に焦点を当て、地域資源を生かした学校づくりが推進できるのか、教育長にお尋ねします。

これまで、上天草高校においては、コミュニティ・スクール推進事業等を通じて地域の意向を聴取してきたところですが、具体的に実現した事柄は少ないと思います。特に意見があったのは、上天草高校において、地域で活躍できる人材の育成を求めるものでありました。例えば、内航海運に従事する人材や観光業に従事する人材が求められています。これらの意見を踏まえ、共通点を見いだすならば、地域の特性に焦点を当てて魅力化の

取組を推進することはできないかとの考えに至ったところです。

上天草高校において、海に焦点を当てて魅力化の取組を実現できないか、より広範に身近に存在する海について学ぶことができないかと考えます。

現在の高校における学びについては、これまで地域は意見を述べることででしたが、今回、海を学ぶという視点で、上天草市、地元企業、住民など、地域がどのように関わりを持ち、参画できる可能性があるのか、地域資源を活用した特色づくりについて、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 上天草高校は、15年前の開校以来、上天草市から通学バスの定期券購入費補助や学力向上のための公営塾の実施、都会から生徒を募集する地域みらい留学の合同説明会等への参画、下宿の整備など多大な支援を受けながら、様々な魅力化の取組を行ってきました。

先生方も、SNSによる同校の情報発信の強化に向け、4名がドローン免許を取得するなど、魅力向上に努めています。

議員御提案のとおり、高校の魅力づくりは、地域資源の活用や地域で活躍する人材育成という視点も重要だと考えています。上天草市には、漁業、海運、観光等の地域産業を支える多様なパートナーとともに、海を生かした学びを実現できる環境が整っています。

そこで、例えば、教育課程内の総合的な探求の時間において、県水産研究センターや県内の大学と連携した魚や藻場等をテーマにした研究や、地元のマリーナや観光協会と連携した地域振興に係る取組、また、部活動や学校活動行事においても、フィッシングやスキューバダイビング、小型船舶免許の取得など、上天草ならではの海を生か

した取組を進めることも考えられます。

同校では、令和4年8月に、上天草市、株式会社マリーゴールドホールディングスとの間で、上天草高校の魅力向上のための包括支援協定を締結しました。その定期協議会で前向きな意見をたくさんいただいております。

今後も引き続き、県教育委員会、上天草高校、上天草市による魅力化に向けた協議を行うとともに、地域の方々からの具体的な提案や参画をいただきながら、地元中学生からはもちろん、県内外の中学生から選ばれる魅力ある学校づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

**○山口裕君** 今回、魅力化について、教育課程について地域の関わりが具体的に示されたことは、上天草高校においても、また、魅力化を進める他の高校においても新たな方向性が示されたものと、教育長におかれては、今回の答弁、本当に御考慮いただいております。

何よりも、これが緒に就いたばかりでありますので、様々に教育課程で必要な学び、それをしっかりと教育委員会でお示しいただいて、上天草市、そして民間企業も含めて、皆さんと一緒に参画できれば、そしてまた、協力できればと思っております。どうぞ今後ともよろしく願いたします。

次に、松枯れ対策についてお尋ねいたします。

来年、令和8年7月20日に、雲仙天草国立公園に天草地域が指定されて70周年を迎えます。上天草市において国立公園に指定されたエリアは、有明海、遠くは天草灘を望み、その脇を天草、長崎の半島部が囲んでいます。その手前に点在する大小の島々が織りなす景観は、天草地域の重要な財産だと思っております。夕刻に沈む夕日のでやかな色によって照らし出される景色は、えも言われぬ眺

めです。

この天草、松島を象徴する景色に年間を通じて緑を添え、自然の豊かさを醸していたのが松であります。しかしながら、近年、残念なことに、松くい虫による松枯れが見られます。特に今年の夏は、多くの松が枯れました。

上天草市においては、枯れた松を伐倒し、薬剤を散布する衛生伐を特定森林再生として実施しています。また、松くい虫の被害を最小限にとどめる松枯れ予防対策として、地上からの薬剤散布を行っていますが、多くの松が枯れているのが現状です。また、現在、松枯れに抵抗性のあるとされたスーパーマツの育樹は、県内で行われておりません。

上天草市においては、住民が主体となって松を守り、景観を維持しようと長年活動されている団体があります。この団体は、先月、11月15日にも、上天草市立松島中学校とともに活動をされたところです。

そこで質問です。

これまで、松くい虫などによるとして、どの程度の松が喪失したのか、また、松枯れを止める有効な対策はないのか、あわせて、今後、上天草市や住民団体の取組に協力や後押しをして、松の育樹に取り組むには何をなすべきか、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

**○農林水産部長(中島豪君)** 松枯れへの対策についてお答えいたします。

松枯れを引き起こす松くい虫被害は、松に体長1ミリ程度のマツノザイセンチュウが侵入し、通水障害を起こすことで発生いたします。近年、温暖化の影響もあり、この線虫を媒介するマツノマダラカミキリの活動期間が長期化していることや、夏場の少雨傾向も重なり、松の抵抗性が弱ま

ったことで多発した可能性があると考えております。

まず、松林面積の推移ですが、本県民有林のうち、天草管内では、昭和62年に約3,700ヘクタールであったものが、令和7年には約1,600ヘクタールへと、2,100ヘクタール減少しており、その多くが松くい虫被害によるものです。

次に、松枯れへの対策としては、現在、3つの手段を講じています。1つ目は、カミキリを駆除するための薬剤の地上散布、2つ目は、線虫の増殖を抑制するための薬剤の樹幹注入、3つ目は、枯れた松に潜伏しているカミキリの幼虫と線虫による被害拡散を防止するための枯れた松の伐倒駆除です。これらの対策を、市町村及び県が連携し、薬剤の使用に係る安全性に十分配慮した上で、適時適切かつ継続的に実施することが松枯れを抑制する有効な対策であると考えています。

最後に、今後の取組について、まず、水と緑の森づくり税を活用した住民団体の活動への支援メニューに被害木の処理を追加するなど、松枯れ被害軽減に向けた活動への支援内容の拡充を検討してまいります。

また、国において開発が進められている、さらに抵抗性の高い松の情報提供を行うとともに、県が行う保安林整備事業等における植栽を検討してまいります。

今後とも、松枯れが顕著となっている現状を踏まえ、海岸の美しい景色である白砂青松百選にも選ばれました熊本の貴重な松林を守り育て、次世代に確実に引き継いでいくとの決意の下、市町村としっかりと連携して、保全対策に取り組んでまいります。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 これまで上天草市の取組に加えて、今後は県の協力も仰げることが、ちょっと見受け

られますので、どうぞ適時適切、これが一番でありまして、本当に作業ができる期間は限られています。カミキリムシの特性なんですけれども、そういったことも踏まえながら、適時適切に事業を進めていただくようお願いいたします。

今回質問の機会をいただきました先輩議員、そして同僚議員の皆様には感謝申し上げます。そしてまた、多くの質問にお答えいただきました木村知事、本当にありがとうございました。

様々な機会を通じていろんな経験をさせていただくのが政治であります。今回の被災経験は、本当に政治家として、もう一つ思いを変える、そして、新たな思いで政治に臨むきっかけとなったことは間違いありません。

今後とも、地域の代表として、そして、一県議会議員としてその職責をしっかりと全うしてまいりたいと考えております。どうぞ御支援、御鞭撻いただきますようお願いしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

—————○—————  
日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第48号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第48号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

—————○—————  
知事提出議案の上程(第49号から第61号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。知事提出議案第49号から第61号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括

して議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第49号から第61号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第49号から第61号までを一括して議題といたします。

---

第49号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

第50号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

第51号 令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

第52号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第3号)

第53号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

第54号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第3号)

第55号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)

第56号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第3号)

第57号 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

第58号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

第59号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第60号 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第61号 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の

給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本日追加提案しました議案について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算については、令和7年8月豪雨への対応として、被災した事業者の事業再開の支援に要する経費や10月10日に県人事委員会から勧告のありました職員の給与改定の実施に係る給料、期末・勤勉手当などの額の引上げに要する経費でございます。

なお、知事、副知事等の特別職の給料月額及び県議会議員の皆様の報酬月額につきましては、引上げは行わず、据え置くこととしておりますので、これには含まれておりません。

これにより、一般会計は、冒頭提案分と合わせて178億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は9,354億円となります。

あわせて、給与改定等に伴う条例改正を提案しております。

このほか、本日は、人事案件についても提案しております。

これらの議案につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案のうち、第59号及び第61号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

〔人事委員会委員長出田孝一君登壇〕

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に追加提案されました議案第59号及び議案第61号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

まず、議案第59号につきましては、本委員会が本年10月に議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告の内容に沿って、地域の民間給与との均衡を図るため、給料表の引上げ改定等を行うものであり、適当であると考えます。

次に、議案第61号につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正等に伴い、教職調整額の段階的な引上げ等を行うものであり、適当であると考えます。

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案第49号から第61号までに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

○  
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第61号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第48号までにつきましては、さきに配付の令和7年11月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、議案第49号から第61号までにつきましては、さきに配付の同一覧表(追号)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

[各委員会別一覧表は付録に掲載]

○  
日程第4 請願の委員会付託

○議長(高野洋介君) 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これをそれぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

[請願文書表は付録に掲載]

○  
知事提出議案の上程(第62号から第77号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第62号から第77号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第62号から第77号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第62号から第77号までを一括して議題といたします。

- 第62号 公害審査会委員の任命について  
第63号 公害審査会委員の任命について  
第64号 公害審査会委員の任命について  
第65号 公害審査会委員の任命について  
第66号 公害審査会委員の任命について  
第67号 公害審査会委員の任命について  
第68号 公害審査会委員の任命について  
第69号 公害審査会委員の任命について  
第70号 公害審査会委員の任命について  
第71号 土地利用審査会委員の任命について  
第72号 土地利用審査会委員の任命について  
第73号 土地利用審査会委員の任命について  
第74号 土地利用審査会委員の任命について  
第75号 土地利用審査会委員の任命について  
第76号 土地利用審査会委員の任命について  
第77号 土地利用審査会委員の任命について

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

日程第5 休会の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明10日は、議案調査のため、11日は、各特別委員会開会のため、12日、15日及び16日は、各常任委員会開会のため、17日及び18日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、明10日から12日まで及び15日から18日までは、休会することに決定いたしました。

なお、13日及び14日は、県の休日のため、休会であります。

---

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る19日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時15分散会